

平成30年第4回定例会
新冠町議会会議録
第2日（平成30年12月14日）

◎議事日程（第2日）

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		一般質問
日程第 3	議案第 40号	平成30年度新冠町一般会計補正予算
日程第 4	議案第 41号	平成30年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算
日程第 5	議案第 42号	平成30年度新冠町下水道事業特別会計補正予算
日程第 6	議案第 43号	平成30年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算
日程第 7	議案第 44号	平成30年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算
日程第 8	議案第 45号	平成30年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算
日程第 9	議案第 46号	平成30年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
日程第10	発議第 7号	被災者生活再建支援制度の拡充に関する意見書の提出について
日程第11	発議第 8号	後期高齢者の窓口2割負担への引き上げを行わないことを求める意見書の提出について
日程第12	発議第 9号	国保の抜本的改革を求める意見書の提出について
日程第13	会議案第10号	閉会中の継続調査について
日程第14	会議案第11号	閉会中の継続調査について

「閉議宣告」

「閉会宣告」

◎出席議員（12名）

1番 須崎 栄子 君	2番 椎名 徳次 君
3番 武藤 勝圀 君	4番 長浜 謙太郎 君
5番 荒木 正光 君	6番 氏家 良美 君
7番 武田 修一 君	8番 堤 俊昭 君
9番 秋山 三津男 君	10番 竹中 進一 君
11番 但野 裕之 君	12番 芳住 革二 君

◎出席説明員

町 長	鳴海 修司 君
副町長	中村 義弘 君
教育 長	山本 政嗣 君
総務課 長	坂本 隆二 君
企画課 長	原田 和人 君
町民生活課 長	坂東 桂治 君
保健福祉課 長	鷹 賢 寧 君
税務課 長	佐藤 正秀 君
産業課 長	島田 和義 君
建設水道課 長	関口 英一 君
会計管理者	田村 一晃 君
診療所事務 長	杉山 結城 君
特別養護老人ホーム 所長	山谷 貴 君
牧野 所 長	堤 秀文 君
総務課 総括主幹	佐々木 京 君
企画課 総括主幹	楫川 聡明 君
町民生活課 総括主幹	竹内 修 君
保健福祉課 総括主幹	新宮 信幸 君
税務課 総括主幹	今村 力 君
産業課 総括主幹	三宅 範正 君
建設水道課 総括主幹	寺西 訓 君
建設水道課 総括主幹	磯野 貴弘 君
特別養護老人ホーム 総括主幹	坂元 一馬 君
管理課 長	工藤 匡 君
社会教育課 長	湊 昌行 君
管理課 総括主幹	小久保 卓 君
社会教育課 総括主幹	谷 藤 聡 君

社会教育課総括主幹
農業委員会事務局長
代表 監 査 委 員

伊 藤 美 幸 君
本 間 浩 之 君
岬 長 敏 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 係 長

佐 渡 健 能 君
浜 口 雅 史 君

(開会 10時00分)

○議長（芳住革二君） 皆さんおはようございます。

◎開議宣告

○議長（芳住革二君） ただいまから、平成30年第4回新冠町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（芳住革二君） 議事日程を報告いたします。本日の議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（芳住革二君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番 氏家 良美 議員、7番 武田 修一 議員を指名いたします。

◎日程第 2 一般質問

○議長（芳住革二君） 日程第2 一般質問を行います。通告の順に従い、発言願います。竹中進一議員の「新冠町のデータ管理とオープンデータの取組推進と今後の戦略は」についての発言を許可いたします。竹中議員。

○10番（竹中進一君） 10番竹中です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問いたします。国が進めているオープンデータへの取組状況と現在の新冠町におけるデータの管理状況について、また当町として今後どのような戦略を推し進めるのかについてお伺いいたします。今や世の中では、あらゆる分野でアナログからデジタルへの移行の過渡期で、ICTやAI、GPSなどのほか新しい言葉と技術が飛び交い、それらを一気に受け入れることには大変戸惑うような状況となっております。しかし、先進的で複雑な分野を除き、好むと好まざる得ず急激に一般の人々の生活をはじめ産業、行政、経済、教育、防災、観光、医療、福祉、防犯、交通などありとあらゆる場面で自然にその恩恵に浴している状況にあります。できることからその技術をより早く有効に取り入れ、利活用いたしていくことは利便性や安心・安全、効率化などへの取組みにとっても欠かすことができない必須要件となっております。これらの状況から、今は第4次産業革命であるときえ言われているのが現状でございます。その一部分である情報の分野で、国は2016年12月19日官民データ活用推進基本法を制定いたしました。官民データの活用推進に関し、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、計画の策定と官民データ活用を推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与

することを目的とすることとなっております。公表されたデータは自由に使い、再利用ができ、かつ再配布ができるようになり、他のデータと組み合わせて使うことも可能にし、よって優れたサービス等を生み出すとともに行政のさらなる可視化にも繋がることともなります。先に述べた地方公共団体や国のデータを自由に活用できるようになることにより、利用者の利便性向上と地方公共団体の事務負担の軽減が図られることを目的に国は推進いたしている訳ですが、その必要性について当町の認識と現状について。もう1点は、現在も紙媒体で管理している庁舎内データがあれば、それをデジタル化いたさなければオープンデータ化できない項目もあると思います。そこで、デジタル化することによってクラウド化にも繋がることができます。そのように備えておけば、万が一の想定外の災害に際してもデータの滅失等を避けることができるのではないのでしょうか。そのためには相当の労力が必要であると思われます。職員が通常業務のほかに、そのデータ化を進めるための作業を行うには専門的な知識と技術が求められ、さらに相当の負担がかかり通常の業務に支障をきたすことも考えられますので、この際専門家を臨時で雇用いたすか可能であれば外注などをいたし、町のデータをデジタル化し、オープンデータに取組み、万が一に備える安全なクラウド化への加速をする考えはないかについてお伺いいたします。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 竹中進一議員からご質問の、新冠町のデータ管理とオープンデータの取組推進と今後の戦略はについて、お答えいたします。1点目の、町のオープンデータ取組状況についてのご質問にお答えいたします。まず、オープンデータの定義についてご説明いたします。オープンデータとは、公共データは国民共有の財産であるとの視点に立ち、国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用できる形で公開されたデータのことをいいます。平成28年12月14日に公布・施行された官民データ活用推進基本法において、地方公共団体の責務として官民データ活用を推進するよう規定されているところではありますが、全国の市町村におけるオープンデータ取組状況は平成30年9月17日時点において、全国1724団体中316団体の約18%、北海道内では7団体のみを取組に留まっており、当町においても現段階において取組を行っていない状況でございます。次に2点目の、オープンデータ必要性の認識についてのご質問にお答えいたします。オープンデータ化により、将来において公共データを含むビッグデータの分析・利用活用を通じた新たなサービスや事業の開発をはじめ、地域課題や超高齢化社会の問題解決にも繋がることが期待されており、国においてもオープンデータ基本方針の中で国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化、透明性・信頼性の向上にメリットがあるとしております。しかしながら、オープンデータ化及びオープンデータの利活用を推進し、継続した取組みを図るためには公開するデータの集約・管理などの実務を行う人員及び著作権やプライバシーなどの法的知識を持った人員の確保が必要になること。さらに、オープンデータは正確性が担保されることが大前提であり、誤ったデータにより住民や民間事業

者に不利益や被害を生じさせることのないよう、これらを常にチェックする体制づくりも必要となります。このことから当町といたしましては、オープンデータ化による将来的な必要性を感じながらも、時間的・人的な余裕がなく取組みに至っていなかったのが実情でありますので、ご理解いただきたいと存じます。総務省において、2020年までに地方公共団体のオープンデータ取組率100%を目指しており、オープンデータを推進する地方公共団体職員を育成するため、必要な知見・技術を習得できる研修を開催するなど取組みまでの支援を継続的に行うとしていることから、これらの支援を受けながら当町におけるオープンデータへの取組みについて、今後検討を進めてまいりたいと存じます。次に3点目の、町のデータのデジタル化によるオープンデータ化及びクラウド化についてのご質問についてお答えいたします。ご質問にございます紙の資料のオープンデータ化につきましては、過去に作成された紙の資料については、オープンデータとすることを前提として作成されていないため、オープンデータ化するには多大な費用と時間を要することと考えられ、費用・人員確保の面から困難であることをご理解いただきたいと存じます。また、クラウド化については住民基本台帳、税、国民健康保険など主要事業においては総合行政クラウド化によって既にクラウド化されております。議員ご質問にある、町のデータをデジタル化しオープンデータと併せ安全なクラウド化への加速をする考えにつきましては、一般業務に用いるデータにつきましては、住民の方々の個人情報が多く含まれるため、オープンデータ及びクラウド方式についてはセキュリティの観点から導入の考えはありませんのでご理解をお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 竹中議員、再質問ございますか。はい、竹中議員。

○10番（竹中進一君） オープンデータ化への国の取組みは、かなり積極的に進められており道内においても北海道総合通信局が各地域においてセミナーなどを積極的に開催いたしております。直近では本年11月15日札幌市、11月21日旭川市、明年1月17日帯広市、2月には更別村でそれぞれ開催されることとなっており、以降も道北、道東の道内各地域において開催される段階にあります。当町においても、こういったセミナーなどに職員を派遣いたすという町長のご答弁にございましたけれども、具体的にその予定などはあるでしょうか。現在までに、道内でオープンデータに取り組んでいる自治体や公共団体は町長答弁のとおり北海道を含め8箇所にとどまっており、日高管内での取組みはまだなされておられません。国の目標は、先程の答弁にございましたように100%を目指しておりますが、これを実施できなかった場合ペナルティ等はないかについては把握できていないでしょうか。現在までにオープンデータに取り組んでいる自治体等は、庁舎内に情報やICTの部署を置き、スペシャリスト的な職員が専門職として取組んで公開に至っているようです。この際、今まで述べましたオープンデータ化に加え、データのデジタル化及びクラウド化を積極的に進めてまいる必要があるのではないかと考えます。国は全てのものをオープンデータ化するというのではなくて、とりあえずできるところからオープンデータ化するということでもよいというような意向もあると思いますけれども、先の国の目

標、2020年度までに達成するための戦略などございましたらちょっと重複する面もございませぬけれどもお示しいただきたいと思ひます。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 竹中議員の再質問にお答えいたします。先に述べましたが、総務省においては地方公共団体員を育成するため必要な知見、技術を習得できる研修を開催するなど取組みまでの支援を継続的に行うとしてゐることから、これらの支援を受けながら当町におけるオープンデータへの取組みについて今後検討を進めてまいりたいというふうにお答えいたしました。そういった中で、職員の研修派遣につきましては来年度、新年度の予算の中で検討してまいりたいというふうにご考慮でございます。また、ペナルティを課せられてゐるかないか。これにつきましては、現在のところ把握してゐませんので今後総務省ともその辺の状況を聞きただしながら確認してまいりたいというふうにご考慮でございます。また、担当人員の補充に関しましてはいろいろ竹中議員の考え方もあろうかと思ひますが、町といたしましてはいろいろな施策等を考えながら総合的に判断してゐなければならぬというふうにご考慮でございますので、そういったもので何が急ぐのか、何から先に進めていくのか、そのところを総合的に判断しながら取進めてまいりたいというふうにご考慮しておりますので、ご理解いただきたいというふうにご存じます。

○議長（芳住革二君） 再々質問でございますか。はい、竹中議員。

○10番（竹中進一君） 国が求めている2020年度までには、もうあとわずか作業的には大変難しい面があるという答弁でございましたけれども、専門職やまた専門の部署を設けることについてもなかなか難しいような状況でございますけれども、ちょっと乱暴な言い方をすれば今のホームページをそのままオープンデータですよってというような、そこまではちょっとあまりにも乱暴すぎる訳ですけども、それに公開できるようなものをきちっと住み分けしてそれをオープンデータして、全てのものを一気にオープンデータしなさいってことが国の狙いではなくて、そういうことに取り組んでいくということが国の狙いではないかと思ひますけれども、できるところから少なくとも来年度、再来年度までにはオープンデータ化できるということに加速するべきではないかと思ひますけれども、そのことについて再度お願いいたします。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 再々質問にお答えいたします。竹中議員のお気持ちは重々承知いたしますが、やはり先程も申し上げましたようにこれを実行するにあたってはセキュリティの問題等もかなり影響が出てまいりますので、その辺を考えながら先程も申し上げましたができるものからという意見もございませぬので、来年の予算要求に向けて職員を派遣した中で総合的にどのような方法が、どのようなものから取り入れられるか、その辺も含めて検討してまいりたいというふうにご考慮しておりますので、ご理解いただきたいというふうにご思ひます。

○議長（芳住革二君） 以上で、竹中議員の一般質問を終わります。次に、武藤勝岡議員

の「防災対策について」発言を許可いたします。武藤議員。

○3番（武藤勝罔君） 3番武藤です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問したいと思います。1点目は、9月の定例会でも質問しましたが防災対策について伺います。災害の危険から町民を守る従来の延長線上ではない抜本的な対策が最近の災害から求められておりまして、その観点から6点伺います。1点目、2次避難所は何箇所あり、非常用発電機や全ての避難所に備え付けられているかどうか伺います。2点目、現在段ボールベッドの在庫数はいくらになりますか。3点目、福祉避難所はどこになっていますか。このことが町民に周知されているかどうか伺います。4点目、避難行動要支援者は町内に何人いますか。5点目、個々の災害弱者に合わせた避難計画はありますか。自治会との連携も必要と思いますが、この点について伺います。6点目、防災マップ、これも多分土砂災害のあれが確定した時点で最新の作るのかと思いますけれども、今の見えますと結構やっぱり古い面もありますので最新の状況に合わせて発行すべきと思いますがこの点について、以上6点について伺います。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 武藤勝罔議員からのご質問の、防災対策についてお答えいたします。1点目の、2次避難所は何箇所あり、非常用発電機は全ての避難所に備え付けられていますか、との質問でございますが、新冠町防災計画において示しております2次避難所は33箇所あり、そのうち非常用発電機は本町多目的交流センター、泊津生活館、節婦体育館、大狩部生活センターの4箇所に配備しております。また、避難所以外に各消防分団にも計13台の非常用発電機を配備しており、避難所開設の場合には必要に応じてそれらを活用することとしております。2点目の、段ボールベッドの在庫数は、との質問ですが、現在段ボールベッドについては備蓄しておりません。段ボールベッドの代替品として、町内建材業者から寄贈を受けましたウレタンフォーム300枚を備蓄しており、過去の避難所開設時において足腰が不自由な方の要望に対し利用した経験があり、段ボールベッドと同様の機能があることを確認しております。段ボールベッドについては、その素材の性質上湿度変化に対する耐久性が低く、また備蓄スペースを要することが懸念材料として考えられ、加えて災害発生後の被災地への国の支援物資の対応がプッシュ型という被災地のニーズを想定しながら配布する形態にシフトしてきており、今回の北海道胆振東部地震においても支援された物資の実績を見ると、段ボールベッド、パーテーションも含まれておりますことをご理解願います。従いまして町といたしても、段ボールベッドの有用性は認識しておりますが、現段階では新たに備蓄品として保有する考えはございません。3点目の、福祉避難所はどこになっているか、また町民周知しているかとの質問ですが、福祉避難所ガイドラインでは、指定要件として耐震、耐火構造等の施設自体の安全性、バリアフリー、障がい者用トイレやスロープ設置等の施設内の安全性が確保されている場所で、実際に災害が発生し、要配慮者を受け入れることを考慮し、高齢者等の福祉施設を指定する事例が多く、好ましいとされております。この要件を踏まえ、新冠町では平成28年に特別養護

老人ホーム恵寿荘、並びに社会福祉法人ふくろう会と災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書を締結し、特別養護老人ホーム恵寿荘と高齢者福祉施設おうの郷の2箇所を指定しておりますが、災害発生時には両施設とも入所者を抱えていることから、十分な受け入れ態勢が整えられるかが課題となるため、積極的な住民周知は行っておりません。また一方で、恵寿荘は加盟している日胆地区老人福祉施設協議会において、日高・胆振地区で発生した地震、津波、その他による災害時における災害時応援協定を締結しており、応援内容には職員の派遣、生活必需品の提供に加え避難収容の項目もあり、相互受け入れ態勢を整えてございます。4点目の、避難行動要支援者は何人いますか、との質問ですが、避難行動要支援者台帳に登録されている人数は現在103名となっております、住民基本台帳の情報による対象者の整理に加え、保健福祉課との情報共有により順次データを更新しております。また、北海道胆振東部地震発生後はこの情報に加え、緊急通報装置利用者や独居老人住宅、障がい者等の何らかのケアが必要となることが予想される住民への安否確認を実施しております。5点目の、個々の災害弱者に合わせた避難計画はありますか、自治会との連携の必要性についての質問ですが、個別の避難計画については整備してございませんが、高潮発生が予想される場合に自主避難を希望される住民に対して自治会と連携を図り、避難所となる施設を開放したり、寝たきりの障がい者を抱えた世帯からの避難に対する問い合わせに保健福祉課職員、防災担当職員が出向き、個別に相談に応じたり顔の見える小規模自治体の特色を活かしながら対応しております。また、先に触れました避難行動要支援者の情報につきましても、自治会との共有情報として提供しております。6点目の、防災マップを最新の状況に合わせて発行すべきとのご質問ですが、先の第3回定例会において武藤議員よりご質問いただき答弁いたしました、土砂災害に関するハザードマップを含め北海道が進めている新冠川・厚別川洪水浸水想定区域図策定についても今後示されますことから、それらの調査資料が整い次第、関係課と協議をしながら想定される災害を網羅した防災マップの更新について協議をしてみたいと思いますのでご理解願います。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、武藤議員。

○3番（武藤勝罔君） 2点したいと思うんですけど、1点目はその1つ目の非常用電源なんですけれども、4箇所あるということですけども、これあの国では72時間用3日用耐えうるのを備え付けられているふうに指導されてると思いますけども、そういう対応になっているのかどうかということと、これ多分4箇所では少ないと思うので今後の補充計画、これについて伺いたいと思います。それから、その福祉避難所の周知の問題なんですけども、これも今あの新聞でいろいろ話題呼んでて論争されておりますけれども、その新冠で周知されていないという理由は何故なのか、その点について伺います。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 武藤議員の再質問にお答えいたします。1点目の非常電源は3日が必要とされるがどういうふうになっているかというふうなご質問でございましたが、当町の非常用電源は期日については3日というものはもってございませんが、燃料を足すこ

とによって継続的に実施できるというふうを考えておまして、そういう方向性をもって現在処置してございます。また、台数の増大につきましては、これは今現在あるもの、その状況状況を見ながら判断していきたいというふうには考えてございますが、今後ご指摘がございましたこともありますのでどのような形で増強を図っていくべきなのか、この辺を協議しながら検討してまいりたいというふうに思っております。2点目のご質問ですが、当町は福祉施設に限っての対応を考えてございまして、そういった意味で大きな周知はしていないというふうにしてございます。その他の個人的なものについては個別で受け付けているという対応を取っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（芳生草二君） 再々質問ございますか。（なしの声あり）引き続き、武藤議員の一般質問を続けます。「JR日高線にかかる取組等について」発言を許可いたします。武藤議員。

○3番（武藤勝因君） 2点目、日高線復旧の取組みについて伺います。11月17日の町長会議で、門別様似間の鉄道復旧断念の報道でした。4年近くにわたって堅持してきたこの全線復旧、これをやっぱり諦めるべきではないという私はそう思っております。そういう立場から3点質問したいと思います。1点目、地域鉄道存続のための自治体負担か、さもなくば廃線の容認か。鉄道の存廃を巡り、道内JR8路線の沿線自治体が追い詰められている中、国支援見送りの報道が3日行われました。しかし、石井国交大臣は4日の会見で、これは最終決定ではないと言っておりますけれども、北の鉄道存続へ向けて国の責任を果たすよう北海道知事はオール北海道の立場で国に求めるべきだと思っております。この鉄道問題、この国の支援の問題も含めてまだ動いておりますので、日高線も他の路線とともに北海道の鉄道存続に向けて頑張るべきではないかと、そう私は思いますけれどもその点についての見解を伺います。2点目、町長会議を何故非公開にするのか。この点についての説明をいただきたいと思っております。非公開とは、私達が議員持つてる議員必携によりますと、多分秘密でということになると思うんですけども、議員必携では議会の会議を秘密会とすることは議事公開の原則から見て軽々しく行うべきではないという趣旨から、その開催手続きについては出席議員の3分の2以上の特別多数決が必要と、こういうふうに述べられております。しかも議題は、日高の公共交通をどうするのかという日高管内住民の生活に関わる問題でありますので、私はこれを秘密にしなければならないという理由はないと思っております。公開しないという根拠は何なのか。その点について伺います。3点目、バス転換をJR迫ってきておりますけれども、この将来性はどうかという点で、先日某新聞に地域の足をどう確保、相次ぐ路線バスの廃止という記事が載っておりました。国交省の2016年の調査によりますと、全国の路線バス事業者246社のうち、赤字の事業者は157社。3大都市圏以外の事業者165社はさらに深刻で、8割超えの136社が赤字と、そういう状況です。赤字の影響で15年度までの10年間に廃止されたバスの路線は約1万6000キロ。国交省の担当者は、地方では黒字収入を確保するこ

とが難しい実態が浮き彫りになってると語っております。町長はこういう現実をどう認識してるか、その点について伺います。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 武藤勝圀議員からご質問の、J R日高線に係る取組み等についてお答えいたします。1点目につきまして、行政報告でも申し上げており重複する部分がございますが、J R日高線が平成27年1月に被災を受けて以来、オール日高として早期に復旧がなされるよう取組みを進めてきたところではございますが、復旧に向けた抜本的な護岸対策が行われず、他の線区と違い早4年近く不通が続いておりますし、J R日高線の持続的に維持するための費用負担についてJ R北海道から負担要請のございました13億4000万円については、管内各町とも厳しい財政状況の下で将来にわたって多額の金額を負担し続けることができないとしていること、また北海道交通政策総合指針における鶴川・様似間の方向性や、国土交通省が公表しましたJ R北海道の経営改善に向けた取組みにおける鶴川・様似間の事業範囲の見直し、支援対象から除かれているといった日高線を取り巻く厳しい状況下を踏まえ、これ以上全線復旧について協議を重ねても進展が見られることはないとの判断から、町長会議におきましてJ R日高線の全線復旧について断念したものでございます。2点目につきましては、町長会議におきまして今回のJ R問題に関して会議を公開するかどうか協議をしておりますが、議論を深めるためには非常にデリケートな面での話や、私見を含め公式見解とならない発言もございますので、非公開とすることが望ましいとの結論となっております。なお、会議終了後は報道陣に対し会議の概要について説明し、取材対応を行なってございまして極力情報公開に努めているところでございますのでご理解願います。また、公開、非公開の取扱いにつきましては、議会制度と異なり法的拘束力がある訳ではございませんので、併せてご理解をお願い申し上げます。3点目につきまして、ご指摘のように人口減少や自家用車の大衆的普及、高速道路網の発展などによりバス利用者の減少傾向にあり、とりわけ過疎化が進む地方においてはバス事業を取り巻く情勢は厳しい現状があるものと認識してございまして、こういった路線バス問題と同様に今般のJ R路線の存続問題があるものと思っております。一方で、高齢化の進展に伴い交通弱者が増加し、地域公共交通の果たす役割は重要性が増してきておりますので、町といたしましてはご承知のとおり、西新冠地区における自宅送迎型のデマンドバス並びに、町内全域及び新ひだか町静内地区の医療機関への送迎機能を付加したコミュニティバスを運行し、地域の足の確保のため利便性が高く効率的で持続可能な地域公共交通の取組みを進めているところでございます。J R日高線のバス転換に関しましては、昨年2月にJ R北海道から日高線の復旧断念と併せ、バス転換に向けた協議開始の提案を受けた際に8項目にわたる支援策が示されており、町長会議の中ではJ R北海道幹部からJ Rとして責任を持って対応する旨の発言もございます。いずれいたしましても、交通モードの最終結論はJ R日高線沿線自治体協議会を経て決定することとしてございまして、交通モードが最終決定された後、利便性、効率性の観点から最大限住民の足の確保に向け

協議してまいる所在でございます。

○議長（芳住革二君） 再質問でございますか。はい、武藤議員。

○3番（武藤勝因君） 3点します。まず1点目は、これ日高報知の報道で管内の7町長が11月27日ですか。東京に行って自民党本部と国土交通省、道内選出国會議員のもとに出向いて日高自動車道の整備に向けた要望を行ったとありますけれども、多分趣旨はその自動車道のあれですからあんまり触れなかったのかと思いますけれども、せっかくこういう交通問題に関しては関心ある人々、自民党の総務会長とも会っておりますし、国交省の幹部と会っております。そういう中で、このJRの話は一言も出なかったのかどうか。その点について伺います。それから2点目は、やっぱり最近のJRの動き見てますと、国もそうなんですけれどもやっぱり金の使い方が間違ってるんでないかと私は思います。機能も出てたように、新しくその沙流川の鉄橋が修理必要で5億円が必要だけでも金が出せないと。しかし一方、報道では今函館駅前に30億円使ってホテルを建ててる訳ですよ。だからそういう点からすれば、本当にその鉄道事業者としてのモラルはもうまるっきらないと思うんですよ。鉄道動かすのが仕事なのに、それをしないで要するにホテル建設に走ると。そういうようなことで、そして道の場合も、しかもあれですよ。一方もう新幹線は年100億円の赤字の垂れ流しでしょ。それを続けてる。道もこの前道議会で明らかになりましたけれども、2005年度から17年度までで約1160億円この新幹線の建設につき込んでますよね。さらに今あの札幌市までやっておりますからさらにまたかかると。こういう本当に一方では金ないと言いながら、いろんなそういうホテル建設だとか使ってるこういう点で、率直に町長どう思われますか。その点伺いたいと思います。それから3点目は、その非公開の話で、あの今デリケートな問題があるだとか、それから公共的なあれで、確かに議会とは性格が違うと思うんです。だけでも実際上は、その日高の鉄道の公共交通の在り方ってことを決める訳ですから、そこに何も非公開にする理由はないんでないかなっていう感じするんです。腹を割ったら、よくあの新聞にも腹を割ったら話ができないってましますけれども、管内の町長7町長ですよ。1000人や500人の大きな職場ならそれはその年に職場違えば1回や2回しか話さないから腹わからないっていうこともありますが、町長数7人ですからしょっちゅう会って話もしてるし、別にそのマスコミがいろんな入っても困ることは何もないと思うんですけれども、そこら辺がどうも本当に理解できないんですけども、その点についてどうですか。その3点伺います。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 武藤議員の再質問にお答えいたします。11月27日の7町長の陳情は、ご指摘のように日高自動車道に関する要望でございましたので、この場でJRの問題については触れてございません。しかしながら、11月27日までの間には何度も国交省へ出向いたり、行政報告でも述べましたがJR、また道、いろんなところに出向きまして現状を訴えてまいっておりますので、そういった中での国、道、JR、それらの考え方、また一切歩み寄りのない状況、そして現実的に4年間もの間不通になっている状況を

踏まえた中での判断であったというふうにお答えしておりますので、ご理解願いたいというふうに思います。JRのお金の使い方、いろいろ議員からご指摘ございましたが、私達も町長協議の中で、協議会の中でそういう話もしました。そういった中で、自分達もお金の使われ方については疑問を持ってございますが、これは国としての考え方、北海道としての考え方もございますので、1町村、1地域がそれによって覆すということはなかなか困難でございますし、それまで訴えてきたことが何らそれに結び付いていないという現実も踏まえているということと併せてご理解いただきたいというふうに思います。非公開の件につきましては、必ずやはり会議を開く前に7町長への打診がございまして、その中で非公開いいという中での物事の進め方だというふうになってございます。そういった意味で、非公開で今まできているという状況がございまして、先程もご答弁いたしましたように会議の後につきましては報道陣に取材を受けて、あったことを全て公開しているということがございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございますか。はい、武藤議員。

○3番（武藤勝罔君） やっぱり私は諦めるのはまだ早いという立場で、最後に質問させていただきます。今私あの痛切に感じてるのは、やっぱりこの北海道で鉄道を守るっていう戦い、あの沖縄の戦いに学ぶ必要あるんでないかなっていうふうに感じています。亡くなりましたけれども、沖縄の扇長知事は常に言ってたのは勝つためには諦めないことと。こういう立場で県民を励まして、亡くなりましたけれどもその意思是選挙を通じて引き継がれて、昨日もテレビで出てましたけど玉城デニー知事もその立場で頑張っていると。沖縄でその頑張れる理由が何かあったら、昨日からもニュースなってますけども土砂搬入っていうことありますけれども、いずれこれ続けてたらもうとにかく土砂は日本からなくなるっていうことで、今赤土も埋め始めてる訳ですよ。赤土っていうのは結局ヘドロ化する訳ですから。

○議長（芳住革二君） 武藤議員、もっと簡素に質問してもらいたいと思います。沖縄の問題は、例としてはわからん訳ではないんですけども、ちょっと外れてるかなというふうに思いますので。

○3番（武藤勝罔君） それで、その点で結局それと軟弱な土地、これがさらにこれから工期もかかるし金もかかると。だから、この点で絶対日米という巨大権力に対して一歩も引けとらないで頑張ってる訳ですよ。それに対してそのそれに匹敵する我々戦うものあるかったら私あると思います。それは、一昨日道新の読者の声に出ていました。読まれた方もおると思いますけれども、帯広の方こう述べてます。北海道は食の宝庫である。国民の食を守るという観点からも、農産物を輸送する手段として鉄道は重要である。ここに私達はこの北海道の鉄道を守ってくっていう上での最大の強みがあると思うんですよ。北海道のこの今8路線のうち、札沼線と日高はまだはつきり最終的には決めてないんですけども、今の状況からいけば全部8路線壊されたたら本当にもう北海道の鉄道ズタズタになってしまうっていうことで、これで本当にその日本の食糧を守れるのかっていうことだと思う

んですよ。ですから、そこにねその我々がやっぱり確信を持ってやっていく必要があるんでないかと思います。そして、私最後に言いたいのはやっぱりね、政治は固定的でないってことです。動くんですよ。今世界見たって盛んに揺れてますよね。フランスはとにかく燃油税のあれでもうああゆう状況だし、ドイツは移民の問題に対していろいろ揺れてる。そしてイギリスはEUから離脱問題揺れてる。日本だってね、今もう本当そのあれですよ。安倍政権が強く見えそうですけれどもね、あれですよ地下にマグマも相当溜まってるし安倍さんの政治もね、もう終わりの始まりが始まってる訳です。それと北海道でも知事、今日なんか決まるようですけども、高橋知事。高橋知事は本当にね、この期間ほとんどJRに対してもの言わなかったですよ。だから国に対してね。ですからそういう点では、あのここでね、やっぱり諦めないで頑張るべきだと、こういう点に確信を持ってオール北海道でね、まだ頑張ってるよとこある訳ですから。そういうところと手を組んでね、やるべきだと。この点だけ最後に町長の考え、伺います。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 武藤議員の再々質問にお答えいたします。武藤議員の鉄道に対する想いやバス転換への不安、JRをはじめ国、道への対応に対する不満は十分に理解いたしますが、先程来申し上げているとおり日高線は他の路線と違い、不通になって早4年となる事実。管内7町に突き付けられている実情や課題などを直視し、これらを踏まえ方針を決定するのも首長の責務と認識しておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（芳住革二君） 以上で、武藤議員の一般質問を終わります。暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

（10時59分）

（11時09分）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。一般質問を続けます。次に、長浜謙太郎議員の住み続けられるまちづくりについての発言を許可いたします。長浜議員。

○4番（長浜謙太郎君） 4番長浜謙太郎です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い住み続けられるまちづくりについての一般質問をさせていただきます。当町は他に先駆けて定住・移住政策に取組み、その効果が顕著であり胸を張れる実績でありましたが、今や全国どの自治体でも定住・移住を謳う中、この言葉自体に目新しさもなくなってしまっていると実感します。平成29年度のふるさと納税においても金額の大幅減と、管内最下位となってしまった実状、当町のさらなる知名度の向上と新たなファンづくりに向けて、次なる取組みが必要であると感じます。住み続けられるまちとは、迫りくる人口減少社会にも臆することなく、ダウンサイジングした中でビジョンを描き、効率性や合理性

を重視し、追及していく中であっても根源的にある愛郷心を胸に秘め、そこに生まれ育ち、足りないものや不便さをも受け入れ、人口が減り町に活気が失われていくことがわかっていても希望を捨てずに決して諦めない積極的变化を求め、可能性を信じられることだと思います。それはまた、どんな人にも自分の居場所があって、常に挑戦することを恐れない向上心を持つ人づくりでもあります。総務省調では、定住人口1人あたりの年間消費額は124万円。それを補うには、国内旅行の宿泊者で26人、日帰りで83人とあります。移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる関係人口に着目し、地域外から交流の入り口を増やすことが重要であると考え、例えば日高道の延伸効果で道内都市部を含め新千歳空港へのアクセスが容易になる将来、特定のニーズを満たすファンに対して、的を絞ったアプローチを行えば首都圏からでも日帰りの観光が現実として不可能ではないことをアピールできます。町独自の条件付きキャッシュバックのモニターツアーなどを実施し、まずは1度来てもらい身をもって体験してもらう仕掛けを作ってみてはどうでしょうか。これは、実績や成果に対する予算措置で対応可能であり、応募がゼロなら支出はありません。事例が発生して初めて費用負担となります。実績がないというのは行政が行う施策として、また費用対効果としていいことではないかも知れませんが、突飛なことを行う自治体として注目を浴び、宣伝効果が期待され、取組んだ現場の労力がそのままノウハウとして蓄積され、今後活かされることになるでしょう。これらを踏まえ、現在国が推し進めている各種事業、総務省の関係人口創出事業、国交省の二地域居住推進事業、農水省の農泊推進事業、内閣府地方創生推進事務局の自治体における持続可能な開発目標、SDGs推進事業などに取組む考えはないでしょうか。こういった事業も、最早二番煎じになってしまう可能性はあります。当町が常に時代の流れと先を読み、柔軟な発想を生み出す風通しの良い雰囲気づくりと、それらに対し柔軟に取組むことができる組織であることを望みつつ、見解をお伺いいたします。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 長浜謙太郎議員からのご質問の、住み続けられるまちづくりについてお答えいたします。定住移住政策の取組みにつきましてご承知のことと思いますが、未利用地の有効活用と民間活力も活かした中で西泊津町有地における宅地開発をはじめ、住宅取得奨励金や中古住宅の円滑な流通促進制度など各種奨励策と連携した中で事業展開を図ってきたところをごさいます。人口減少率が緩やかになっているなど一定の成果があったものと思っております。ご提案のございました新たなファンづくりに向けての取組みにつきまして、国の制度について触れられております。若干質問と重複する部分もあると思いますが、概要を述べさせていただきます。最初に、関係人口に関する部分につきましては、総務省におきまして、これからの移住・交流施策の在り方に関する検討会で、定住人口でもなく交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わるものである関係人口という新たな概念が示され、今年度モデル事業として関係人口創出事業が実施されており、30の自治体でふるさと納税の寄附者や地域にルーツのある

方など継続的な関わりを持つ機会などを提供する実践活動に取り組まれているものでございます。二地域居住推進事業につきましては、都市住民が農山漁村などの地域にも同時に生活拠点を持つ二地域居住などの多様なライフスタイルの視点を持ち、地域への人の誘致・移動を図ることを目的に、国土交通省において先駆的な取り組みについてモニター調査を実施、事例について情報発信を行なっております。事例の中では、都心からのアクセスの良さを活かし、都心部からの二地域居住者を呼び込むためのお試し住宅の実施や、宿泊費や交通費などの金銭的負担を軽減するため、都市部の方が趣味や特技を活かした商売により収益が得られる空き店舗を活用した小商いなどの事例がございます。農泊推進事業につきましては、インバウンドを含む国内の観光需要を農山漁村に呼び込み、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村の地域の人々との交流を図ることや、農林水産物の消費拡大を図り地域の所得向上面でも期待されることから、農林水産省において農泊をビジネスとして実施するための現場実施体制の構築、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取り組み等を支援するために農林水産省で補助制度を設けているものでございまして、各地域におきまして主に協議会組織が設けられ、観光客を農山漁村に呼び込む活動などが行われてございます。最後に、自治体における持続可能な開発目標SDGs推進事業につきましては、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2015年の国連サミットで2030年を期限とする包括的な17の目標からなる、持続可能な開発目標SDGsが定められ、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むものとされてございます。内閣府におきましては、地方創生の促進の観点から新たにSDGsの手法を取入れ戦略的に進めていくため、今年度先進的な自治体の取り組みに対し、モデル事業として支援するための補助制度を設け、全国で10団体が選定されてございます。ご提案を受けました事業の概要を述べさせていただきましたが、住み続けられるまちづくり、また特色あるまちづくりを進めるにあたって、一つの方策と想っておりますが、町にふさわしい事業はどういうものなのか、どういった方法で取り組むのかといったことや、町が先陣を切って進めなければならない事業がある一方、地域の機運はどうなっているのかといったことも必要な部分もあろうかと思っております。いずれにいたしましても、人口減少・高齢化が進行する中、生活環境の整備や地域づくりの担い手の育成・確保が課題と思っております。関係人口という視点も取り入れることによりまして、地域外の人材が地域づくりの新たな担い手となることが期待されるところでございますので、移住定住政策やふるさと納税制度などの発展的な取り組みも含めた中で、関係機関とも協議しながら慎重かつ総合的に判断し、検討してまいりたいと存じますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。（なしの声あり）引き続き、地域性を生かした特色ある体育教科の実施についての発言を許可いたします。長浜議員。

○4番（長浜謙太郎君） 引き続き、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、地域性を生かした特色ある体育教科の実施についての一般質問をいたします。当町

は小学校の体育教科として、夏はプールでの水泳、冬は屋外リンクを作成してのスケートを実施していますが、施設整備の運営管理、費用や労力などの状況と今後を鑑みただ、その在り方について再考するべきと考えます。プールにおいては、施設の老朽化による更新や修繕の必要性と管理業務体制における費用負担が強いられ、リンクにおいても毎年の積雪量や気温に左右される状況であり、いずれにしても子ども達にとって良質な環境を提供できているのかどうか心配でもあり、今後もこういった懸念材料が払拭されることがなく、常に不安が付きまとうことと思います。現場の先生達にとっても業務が多忙を極める中、身心ともに与える影響は少なくないと察します。能動的か受動的かによらず、続けるか続けないかの判断を迫られる時期がくるのかもしれませんが。そもそも、プールやスケートの体育教科が必須なのでしょう。教育課程に定められており、必須であるならば続けるしかないものと思います。現状のままで進めるならば、あるものを有効活用する方法を探り、施設や人員を集約し効率化を図ること、あるいは移動手段を確保した上で近隣自治体へ出向き利用するといったように大胆な策を講じていかない限り、現場、財政それぞれの立場で厳しい状況を迎えることは明白であります。子ども達の成長の機会と無限の可能性や達成感を秘めた夏と冬の体育教科について、現状と今後の在り方をどのようにとらえているのでしょうか。そこで、現行のものに替わる新たな取組みとして、実績の高い当町ならではと言える乗馬やカヌーなどを体育教科に取り入れることを検討できないでしょうか。これらは、地域性を生かした事業として注目を浴びることになり、関係人口の創出や定住・移住促進にも繋がる効果があると思います。冬場においても、スケートではなくスキーを採用することも検討に値すると思います。以上につきまして、見解をお伺いいたします。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 長浜議員からご質問の、地域性を生かした特色ある体育教科の実施についてお答えを申し上げます。はじめに、学習指導要領に基づきます体育教科の目標と内容についてご説明を申し上げます。学習指導要領における体育教科の目標では、体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見つけ、その解決に向かう学習過程の中で、心と体を一体的に関連付けながら、心身共に健康で、そして豊かなスポーツライフを実現するためのそんな資質能力を身に付けさせることを目指し、目標としております。その学習内容といたしまして、体づくり運動、器械運動、陸上運動、水泳の運動、そしてボール運動、表現運動、さらには保健がそれぞれの項目として示されておりまして、保健以外につきましては、小学生全学年で取り組むこととされており、各学年に応じた学習内容がそれぞれ示されている状況でございます。この中で水泳につきましては、適切な水泳場の確保が困難な場合に限っては実技を取り行わないことができることとされておりまして、その安全上の指導心得につきましては、必ず取扱うこととされているものであります。当町におきましては、環境的に海や川に面し、水難の危険性も予測されますことから、命の大切さを学ぶという面でも水泳技術の習得は必要なものとそういう考え方から、新冠、朝日両小

学校でプールを設置して水泳授業に取組んでまいったところでございます。ご指摘のプール開設に伴う運営費は、年間両校を合わせますと本年度予算ベースで479万7000円となります。この経費の半分を占めますのがプールに係る管理委託料でありまして、道教委からの通知によりまして、平成29年度以降の管理を警備業の認定を受けた業者に行わせることが義務化されたことになったために、委託経費が大幅に増加した経過がございます。また、各校のプールは双方ともに老朽化してきており、改修には多額の経費を要しますことから、教育委員会内における改修検討においてもプールの集約化について模索してまいっております。現在も、新年度予算編成に向け学校と協議を進めている状況でございますが、各学校からは継続した開設要望を受けていることもあり、次年度におきましては現状どおり開設する考えでおります。しかし、議員ご指摘のように委託業者による管理体制や改修費用、さらには今後必要となる一貫教育や連携教育を見据えた2校の小学校の効果的な交流などの観点から、施設の集約化については検討を進めなければならない課題であると認識しておりますけれども、検討や調整には一定の時間を要するものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。また、屋外スケートリンクにつきましては、学習指導要領での指導内容には明記されておられませんけれども、地域の自然を活用した学習指導の一環として、朝日小学校においてスケートリンクを造成し、冬季の体育授業の位置付けで従来から実施してまいっているものであります。このことは、冬のスポーツ環境の少ない当町において、また山間地にある小学校の冬季体育授業の特徴として捉えておりますので、開設を維持継続してまいりたいと考えております。次に、新たな取組みとしての乗馬やカヌーの授業化についてでございます。まず乗馬につきましては、学校教育事業とは別でありますけれども、社会教育事業の位置付けとして小学校1年生から3年生を対象に例年、乗馬体験教室を実施しておりますほか、カヌーにつきましては本年朝日小学校において総合学習の時間を活用してB&G海洋クラブ指導者にお願いをしながら、授業化した経過があります。ご承知のように各学校におきましては、新学習指導要領の導入によりまして、道徳や外国語の教科化など授業時間数の確保が大変厳しい状況がありますほか、教員の働き方の見直しなど取組む課題が多くございます。そういった状況の中、議員ご指摘の地域の特色ある教育、授業に関しましては、次年度から導入を予定しております学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールの取組みが学校と地域の効果的な連携・協働体制の構築に繋がるものと考えておりまして、学校でできないこと、また学校で賄えないことを地域で補う、そんな新たな取組みになりうるところと考えているところであります。本年度は関係者のみなさんに検討や研修を行っていただいておりますけれども、この新たな取組みを進める中で、また学校、保護者、地域の連携を強めていく中におきまして、水泳やスケート、乗馬やカヌーなどの体験、あるいはこれらの授業への取入れの在り方や可能性についても検討を深めてまいりたいと存じますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。（なしの声あり）以上で、長浜議員の一般質

問を終わります。次に、但野裕之議員の、運転免許自主返納についての発言を許可いたします。但野議員。

○11番（但野裕之君） 11番但野裕之です。議長より発言の許可をいただきましたので、運転免許自主返納について通告に従い一般質問いたします。認知機能の衰えによる運転操作ミスなどが原因で、高齢者ドライバーの重大事故が増加傾向にあります。昨年3月施行の改正道路交通法で75歳以上の運転免許保有者への認知機能検査が強化されたこともあり、運転免許証を自主的に返納する高齢者が増えています。自主返納制度とは、有効期限が残っている運転免許証を自らの意思で返納する制度のことで、警察署や運転免許センターなどで返納することができます。ただし、有効期限が過ぎていて運転免許証が失効している人などは返納の申請はできません。自主返納した人は、希望により運転経歴証明書の発行を受けることができ、この証明書は運転免許証と同じように金融機関などで使用できる公的な身分証明書として認められています。また、有効期限がないため申請の必要はありません。外観も運転免許証にそっくりなので、気軽に利用できるようになっていきます。道警運転免許試験課によりますと、一昨年の自主返納者は1万400人、うち65歳以上は9749人。これに対し去年は、1万4354人、うち65歳以上は1万3599人と4割も増加しており、今年も4月末までに4802人、うち65歳以上は4597人と昨年並みに推移しており、法改正が返納者数を押し上げていると分析しています。一方で、自分の運転に不安を感じつつも生活の足として必要とことから、返納に踏み切れない現状もあります。当町においては、市街地から遠く離れた地域で暮らす高齢者から車を奪うことで、コミュニティバスやタクシーを利用することとなり、金銭的、時間的、また精神的にも負担をかけることになりあずましく生活を送ることができなくなると考えられます。この課題を解決するには、行政の支援策が必要となります。国土交通省は、返納した高齢者の移動手段を確保するため、3月29日にタクシー業界団体などに運賃割引を促す事務連絡を周知しています。事務連絡では、各事業者が身体障がい者らを対象に行っている運賃割引の対象を運転免許証を返納した高齢者にも拡大するように促しています。これに伴い、道内の自治体や交通事業者も返納者に向け交通費の割引助成や商品券進呈などの支援を実施する動きが広がっています。道のまとめでは、自主返納者を対象にした支援策を行う主な自治体、交通安全協会などは、昨年約20市町村だったのが今年2月には約40市町村と倍増。また、北海道運輸局によると道内の交通事業者もバス6社、タクシー8社が実施中となっています。支援内容は重複していますが、自治体ではタクシー券配付など交通費助成が20市町村と最多で、運転経歴証明書発行手数料1100円の助成が17市町村、商品券などの進呈が10市町村、この他運転免許証代わりに身分証明書として使える住民基本台帳カードを無料で交付する自治体も数多くあります。交通事業者は、運賃や定期券の割引が中心となっています。当町もこの問題に直面していることは間違いなく、町としても自主返納者に対して手厚い支援策を講じるべきと考えます。町長の考えをお伺いします。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野裕之議員からのご質問の、運転免許自主返納についてお答えいたします。近年、高齢運転者による交通事故は年々発生件数が増加していること、および複数の人を巻き込む重大事故を引き起こすという事件も起きていることから、大きな社会問題の一つとして位置付けられつつあると認識しているところでございます。昨年3月12日に施行されました新道路交通法改正においては、検査によって認知症の恐れがあるとされた場合医師の診断が義務付けられ、診断の結果認知症と判断されたなら免許停止あるいは免許取消しとされる法改正になってございます。また、政府においても高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議を一昨年11月15日に開催し、改正道路交通法の円滑な施行に万全を期すること、さらには高齢運転者の交通事故防止対策に政府一丸となって取り組んでいくために、高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチームを設置し、効果的な運転免許の自主返納についての取組みを促進していくことを決定しております。このような立法面と政府の取組みに加え、町としても運転免許の自主返納に向けた取組みが必要であると考えており、新年度予算策定に向け高齢運転者が運転免許を自主返納しようとする背中を押せるような具体的な取組みを、検討してまいりたいと考えてございます。平成29年12月末現在、当町における65歳以上の人口1715人のうち運転免許所有者は901人となっているところであり、高齢運転者の多くが運転技術に支障があるとは思えませんが、自己の運転技術を見つめ直し自主返納を考える機会は必要と思っております。また、地方で暮らす高齢者にとって、車は買物や通院になくてはならない交通手段という方も多くと思います。これらのことを総合的に考えますと、講じる対策は多岐にわたり、決して交通安全に限った問題ではないと考えるところであり、自主返納の促進も含めた高齢運転者の事故防止に向けた方策の検討を進めていくこととしたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、但野議員。

○11番（但野裕之君） 今町長の答弁で具体的に検討に入るといふ答弁がありましたけれども、実際どのような対策を講じるか事例が発表されませんでした。私思いますが、国交省の通知に従い、最低でも身体障がい者同等の支援、助成をすべきと思います。でも、それ以上の手厚い支援が我が町には必要かと思えます。例えば、町のコミュニティバス利用に関しては全線無料。タクシーに関しましては、町内事業者のタクシーに限り割引助成を行うなど考えてはいかがでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野議員の再質問にお答えします。やはり但野議員の提言は提言としてお聞きいたしますが、やはり平等性というものも必要になってくると思っておりますので、それに向けては先程も申し上げましたように新年度予算の中でいろいろ検討して、どこからも指摘のないような方向性を出したいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（芳住革二君） 再々質問ありますか。（なしの声あり）引き続き、SNS被害についての発言を許可いたします。但野議員。

○11番（但野裕之君） 通告に従い、SNS被害について質問いたします。スマホの急速な普及によって子ども達がSNS、ソーシャルネットワーキングサービスを使うのが当たり前になった昨今、一方で青年期にあたる13歳から18歳の子どもは、感情のまま行動しがちで、好奇心が旺盛でリスクの高い行動を取る傾向が見られます。このような状況下、SNSの交際サイトを介した子どもの犯罪被害が拡大しています。警察庁は、4月に2017年に事件に巻き込まれた18歳未満の子どもの数は1813人で、2008年の統計開始以来過去最多を記録しています。その9割超が女子で、性犯罪被害が大半を占めています。この数は、あくまでも事件として把握できているものに限られ、未遂などを含めると潜在的にはもっと多いのではないかと分析されています。被害者の年齢を見ますと、16歳が447人で最も多く、17歳が417人、15歳が388人、中学生が全体の89.2%を占めており、被害者全体の95.9%が女子となっています。罪種別では、淫行や深夜連れまわしなどの青少年保護育成条例違反が702人で、38.7%と最も多く、裸の写真を撮影させて送信させる自撮り被害を含む児童ポルノが570人、31.4%。児童買春が447人、24.7%。強制性交や強制わいせつ被害などが61人、3.4%となっています。被害に遭ったサイトやアプリは、短文投稿サイトのツイッターが695人で、前年比249人増で全体の4割を占め、次いで学生限定のチャット型交流サイトひま部が181人、無料通信アプリラインが105人で被害の87.7%がスマホから接続していたと報告されています。警察庁は、ツイッターが多い理由としてアカウントを匿名で複数取得できる上に、共通の趣味を持った相手などを簡単に検索できる仕組みが悪用されているためだとしています。子どもが被害者と会った理由は、金品目的が29.5%、優しかった・相談に乗ってくれたが22.9%、交遊目的が17%などが多かったとのことです。警察庁はこのような分析結果から、SNS上で犯罪の取り締まりの強化だけではなく、子どもや保護者、学校関係者に対する広報啓発と情報共有など一層進めていく方針としています。当町の小中学校においても起きてもおかしくない事案と考えます。現状このような被害はあるのか、また警察庁の方針を受けSNS被害防止対策として教育委員会はどのような対策を講じているのか、教育長にお伺いします。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 但野議員からご質問の、SNS被害についてお答えを申し上げます。はじめにご指摘をいただきましたSNS等に起因する性犯罪を含めた被害の有無でございませぬけれども、結論から申し上げますと当町における同様の事件発生の報告はございません。しかし、本年度新冠中学校におきまして、携帯端末の保有状況を調査いたしました結果61.3%の生徒が保有している状況が把握できております。民間の調査によりますと、全国の中学生の携帯端末の保有率は70%を超えているという状況でございませぬので、全国水準は下回っているものの、SNS等の取扱いについてはネット被害に遭わな

いためにも、児童・生徒・保護者を含め十分な指導や理解を促す取組みを行わなければいけないものだと捉えておりました、各学校とも連携しながら対策を講じているところがございます。本年11月21日付けで、道警察本部生活安全部から北海道教育庁を通じ通知がございました。通知の内容は、児童生徒のネット犯罪被害の防止に向けた取組みについてという内容でございます、スマートフォン等の新規購入、あるいは機種変更の増加が予測される入学時期に合わせ、中学校での保護者向け入学説明会の機会を利用した啓発活動の実施に係わるものでありましたけれども、新冠中学校おきましては既に7年前から入学説明会において静内警察署の署員に來校していただき、保護者向けにフィルタリングや携帯端末の使用に係わる保護者の役割について説明をいただいておりますし、本年度にはネットトラブルを考える全校集会や、KDDIから講師を招いたネットトラブルに関する学習を実施するなどの対策を講じているところがございます。また、小学校におけるインターネットやSNSなどの危険性に係わる取組みといたしまして、朝日小学校では静内警察署員を招いた高学年を対象としたスマートフォンの使用の注意点、あるいは危険性などの学習会を行っておりますし、新冠小学校におきましてはLINE株式会社から講師を招き、中高学年を対象にSNS上で使われている言葉や表現を例にいたしまして、正しい携帯電話の使い方の学習を実施しておりますほか、本年度から新たに情報モラル教育を4年生の教育課程に位置付けをいたしまして、携帯端末等の使用やネットモラルに関する指導の取組みを強化しているところがございます。いつ、どこで、誰が、どのようなネット犯罪やトラブルに巻き込まれるかわからない社会情勢の中、各小中学校におきましては引き続き関係機関の協力を仰ぎながら、保護者とも連携した情報モラル教育を強化してまいりたいというふうに住じますので、ご理解をお願いしたいと存じます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。（なしの声あり）引き続き、教員免許の失効対策についての発言を許可いたします。但野議員。

○11番（但野裕之君） 引き続き、通告に従い質問いたします。導入から10年目を迎えた教員免許申請制ですが、免許状更新講習が完了せず既に持っている効力を失わせてしまう人が少なくないと言われております。教員免許更新制は、その時々で求められる教員として必要な資質、能力が保持されるよう定期的に最新の知識、技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すもので、不適格教員の排除を目的したものではありません。教員免許状を更新するためには、2年間で30時間の免許状更新講習の受講を義務付けています。更新後には、10年間の有効期間が付されます。この講習は大学などのほか、通信制の受講も可能で受講料はいずれも1時間1000円程度とされており、30時間の受講には約3万円が必要です。また、免許管理者への更新講習の修了確認申請に3300円、受講の方法や場所によっては異なるものの、旅費も必要となっております。受講後に教育委員会に対して修了確認申請を出さなければなりません。失効対策として、文科省は申請の重要性を現場教員に呼び掛けています。身近なところで、自動車運転免許証の手続き忘れによる無免許運転で教員が逮捕されると

いう考えられないような不祥事が起きています。このようなことから、当町の教育委員会においても教員免許状申請の手続き忘れが起こらないとも限りません。教員免許更新の手続き忘れにより、万が一失効した状態で授業を行うようなことが発生した場合には、学校への信頼を損なうとともに本人が失職となることにより児童生徒への大きな影響が生じることにもなりかねません。教育委員会は、教員免許の失効対策をどのように講じているのかお伺いいたします。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 但野議員からご質問の、教員免許の失効対策についてお答えを申し上げます。学校教職員の免許更新制度は平成21年4月から導入されておりますけれども、教員免許の取得状況、あるいは有効期間につきましては北海道教育委員会が管理をしております。免許失効を防ぐ取組みといたしまして毎年、所有免許状に関する調査が行われております。本年度も7月31日付けで調査依頼がございまして、当町小中学校に5月1日現在で在職する校長、教頭に加え養護・栄養教諭を含む全ての教職員を対象に免許の保有状況を報告しております。この調査をもとに道教委は、各市町村教育委員会を通じ該当者に免許更新に係わる講習受講の内容を通知いたしますとともに、更新が完了していない者に対しましては一定期間内に受講するよう通知がなされております。このような免許更新手続きによりまして、これまで当町において免許を失効した教職員はおりません。また、昨年度から採用しております町費負担による教職員は、道教委のこの調査対象外となっておりますので、教育委員会において免許保有状況を掌握し、失効しないよう指導していく考えをしております。加えて、認定こども園の保育教諭につきましては、日高振興局が免許の保有に関わる調査を行っておりますけれども、免許更新等の管理は各所属施設と本人の責任で行うこととされておりますことから、当町の場合受講や免許の失効がないよう教育委員会が直接指導している状況でございます。今後とも教員免許を失効させない取組みとして、教育委員会が免許保有状況を把握しながら通知・指導を行っていく考えでございますのでご理解をお願いいたします。以上でございます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。（なしの声あり）以上で、但野議員の一般質問を終わります。昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

（11時54分）

（12時58分）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。一般質問を続けます。次に、氏家良美議員のふるさと納税の今後の展開についての発言を許可いたします。氏家議員。

○6番（氏家良美君） 6番氏家です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従いふるさと納税の今後の展開についてを伺います。先日町長が新冠中学校へ出向き、中学校

版の町政懇談会を実施されたと新聞報道にもありました。このことは、自分の町に関心を持ってもらうには本当に良い事業で、是非今後とも続けていただきたいと思います。その中で、教育長の行政報告にもありましたが、給食費無償化について町長の考えを聞く場面で財源を聞く場面もあったようで、どのように答弁をしたのか私も関心はありますが、中学生自身が恩恵を受けている政策が今後続けていけるかどうか、財源のことまで考えていることに頼もしさを感じました。どんな政策も、安定した財源がなければ続けていくのは難しいものです。財源というのは大きく、交付税、町税などありますが、これらは町が努力して増加を図ることはなかなか難しいものであります。財源の中でもふるさと納税という政策は、町の努力によって増加が見込める制度であり、この制度を最大限活かす努力は必要であると考えます。2年前に一般質問した時には商品の充実をとすることを提案し、現在町は事業者との返礼品の掘り起こしを積極的にしており、魅力的な商品も増え、努力されていることを評価するところでもありますが、当町のふるさと納税の額については返礼品の採用を始めた当初より右肩下がりの状況であることを考えると、さらなる行政の働きかけにより自主財源の1つであるふるさと納税による財源を確保する取組みは重要であると考え、3点伺います。1点目、民間へのふるさと納税の窓口業務委託が行われれば、観光イベントなどでの積極的なPRができ、民間ならではの工夫によって寄附額の増加が期待できると思いますが、その考えはないでしょうか。2点目、商品開発や提供事業所の開拓は現在も取組まれていることは認識しておりますが、それにも限界が見られます。返礼品の開発に当町の資源だけではなく、日高中部、または日高管内として商品開発できれば多様なニーズに応えることができ、特に観光に関してはその可能性が大きいと考えますが、その考えはないでしょうか。3点目、魅力的な返礼品を揃えることも大切ではありますが、その寄附を待つのではなく攻める姿勢も必要であると考えます。新冠に縁のある個人、法人に呼び掛けをしていくことは効果的であると考えますが、新冠町に關係のある企業。団体をリストアップなどして積極的にPRし、協力を求めることはできないでしょうか。以上、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 氏家良美議員からのご質問の、ふるさと納税の今後の展開についてお答えいたします。平成20年度にスタートしたふるさと納税制度は、自分が応援したい自治体に寄附をすることにより、自己負担金の2000円分を差引いた金額が所得税と住民税から減額される制度で、都市部に集中する税収を地方へ配分し、地域活性化に繋げることを狙いとしているものであります。当町におきましては、当初寄附をされた方との関係を深めるため、特産による返礼ではなく感謝状の送付にとどめておりましたが、平成25年度に総務省が行った調査により、約5割の自治体の特産品を送付し、一定の効果をj得ているとの結果を受け、平成26年度から返礼品を贈り始めたところ、3834件、4682万9000円の実績を挙げ、翌27年度には7625件、8927万1000円と、ほぼ2倍近い実績となっております。しかしながら、平成28年度は主力返礼品であるサ

ケやイクラが品薄となったことに加え、熊本地震の影響もあり、3063件、3802万2000円と大幅に減少し、昨年度におきましては高額返礼品に対する批判から寄附額の3割以内に収めるよう総務省からの通知があり、当町においても6月から3割以内に収めるため、寄附設定額や返礼品を見直したことも影響し、1148件、1839万6000円にとどまっております。このことから、今年度は新たな返礼品の追加や寄附額の設定を細分化するなどし、対策を講じておりますが、11月末現在で514件、1001万8000円と前年同期対比282件、246万1000円の減少となっており、苦戦しているところであります。地方交付税に依存している当町の財政にとって、ふるさと納税による収入の減少は少なからず影響があるものと考えておりますが、現時点では有効な打開策は見出せないでいるのが実態であります。その中で、1点目の窓口業務を民間公募により業務委託する考えはないかのご質問ですが、民間団体の調査によりますと本年2月の時点で6割近い自治体が寄附金の受付や返礼品の発注などを代行業者に委託しているとの調査結果もありますが、当町におきましては寄附をされた方との関係性を重視し、親切丁寧でかつ、きめ細かな対応が必要との判断から、制度開始から行政が窓口となり寄附者や業者と直接対応してきたところであり、今後においてもこの関係性は大切にしていまいりたいと考えているところであります。2点目の商品開発を広域で行なう考えはないかのご質問ですが、現在魅力のある返礼品の発掘に手詰まりを感じている状況にある中においては、広域で商品開発をすることも検討すべきとは思われますが、自分が応援したい自治体に寄附をするというふるさと納税本来の目的を失うことのないよう慎重に取り進める必要があることをご理解願います。3点目の当町に縁のある個人・法人への寄附の呼び掛けについてであります。これまで東京新冠会などには毎年職員が出向いてふるさと納税のPRをさせていただき、毎年ご寄附いただいている会員の方も多くいらっしゃいますし、また、この度町内の養鶏場を引き継いだ洋菓子メーカーからふるさと納税のご相談がありました。企業がふるさと納税を受けるためには地方創生における地域再生計画として位置付けた上で国の認可が必要になりますが、既存事業をふるさと納税の受け皿とすることが認められていない上、平成31年度をもって期限切れとなるなど、現時点では実現にはいたってはおりません。しかし、この度、社長さん個人からふるさと納税がありましたので、今後においてもこのような関係を大切にしながら理解を求めてまいりたいと考えますし、さらなるネットワークを広げていくことも考えてまいりたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。（なしの声あり）引き続き、被災後の対応についての発言を許可いたします。氏家議員。

○6番（氏家良美君） 続きまして、通告とおり被災後の対応についてを質問いたします。近年、全国的に大災害が起こる中、当町においても9月に北海道胆振東部地震により被災し、防災意識も高まっております。幸い当町では大きな被害はなかったと報告を受けてい

るところですが、地震後のブラックアウトなど想定外の事態も経験しました。この経験をもとに、今後より一層防災、減災の取組みを進めることが必要であると改めて認識したところでもあります。今回の地震で、近隣の町が甚大な被害を受け、その後の対応などが詳細に報道されているのを見ると、当町においてもこの経験を活かし、被災後の対応についても万全の体制が求められると考えますので、4点伺います。1点目としまして、被災後は現場も混乱していることが想定され、まずは安否確認などが優先されると思いますが、その後の被災者への支援は当然必要になります。そこではボランティアの存在は大きく、今回の震災でも大変心強いものであったことと思います。しかしながら、被災直後からボランティアに参加したいとする方々が相当数いましたが、その受け入れ体制ができていないためミスマッチが起これ、ボランティアの方々に帰ってもらうという事態もあったと報道されていました。当町においては、効率的なボランティア活動をしていただくためにどのようにボランティアの受け入れ体制を取っているのか。または、どのように考えを持っているのかお伺いいたします。2点目としまして、同じく被災後すぐに救援物資が送られてきて、その受け入れ、仕分けなどに苦慮されている様子もうかがえました。被災町の様子を見ていますと、かなり早期に行政が主導して必要な物資のリストを公開し、効率の良い支援を受けていたように感じました。当町においては、救援物資の依頼、受け入れ体制についてはどのような考えを持っていますでしょうか。3点目としまして、被災後のゴミの問題も早々に報道されました。被災ゴミは膨大な量であるため、集積場についてはあらかじめ指定することが必要であると考えますが、当町は指定場所があるのでしょうか。また、その集積場の運用についてですが、被災したゴミ以外にも持ち込まれるなど多くの課題も浮き彫りになりました。当町において、被災ゴミ集積場の運用体制はあるのでしょうか。4点目といたしまして、当町においても年に1回避難訓練があり、高台に避難する訳ですが、今回の地震では避難階段を使う方より車で高台へ避難した方のほうが多かったように思います。幸い今回の地震では、すぐに津波の心配がないとわかったので高台へ避難した方は少なかったように思いますが、津波の恐れがある場合は車での避難が多くなると思います。現在、泊津の高台が避難場所になっていますが、車の駐車スペースは限られていますので駐車スペースのある避難場所の確保も必要と考えますが、その考えはあるでしょうか。以上、4点お伺いいたします。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 氏家良美議員からご質問の、被災後の対応についてお答えいたします。1点目のボランティアの受け入れ体制についてですが、災害対策基本法に基づき町が定めている新冠町地域防災計画の中の災害ボランティアとの連携計画では、ボランティアの活動範囲、受け入れ、支援体制等を定めておりますが、その中でボランティアへの対応、災害ボランティア対策本部の設置、ボランティア活動について、それぞれ詳細を定めているところでもございます。特に災害ボランティア対策本部につきましては、新冠町社会福祉協議会を運営主体と定め、ボランティアの受け入れや活動の支援について、町や関

係機関との連携の下、取り進めていくことが規定されておりますので、いざというときに混乱が生じないように日頃から関係機関と連携してまいりたいと考えてございます。2点目の救援物資の依頼、受入れ体制についてですが、この度の北海道胆振東部地震での国の対応を見ますと、救援物資の配布については被災地の要望を待って対応するのではなく、プッシュ型と呼ばれる対応によって被災地のニーズを想定し、次々に送り込むという形にシフトしてきており、報道等で被災地職員が物資の整理に追われる姿なども見られましたし、被害の少なかった当町に対しましても北海道を通じて国から物資の要望調査が数時間おきに届き、近隣自衛隊からも出動要請の有無、飲料水を含めた物資や避難所での救援要請の有無などの連絡が頻繁に行なわれておりました。このような対応には、当然災害対策本部である町が情報収集に努め、スムーズな救援物資の配分をしていくこととなりますが、これについてもボランティアの力をお借りしなければならないことは言うまでもなく、災害ボランティアとの連携計画におけるボランティア活動の一つとして、災害応急対策物資及び配分を謳っておりますので、運営主体となる社会福祉協議会との連携協力のもと進めていくこととなります。3点目の被災ゴミの集積場所の指定及び運用についてですが、これについては地域防災計画において、町長は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき災害廃棄物処理の計画・実施を行なう事を規定しており、大量のごみが発生した時は、遊休地を活用し一時集積場所を指定することが謳われております。この一時集積場所については、この度の胆振東部地震の被災地では災害廃棄物以外のものも搬入されるなどの事象も見られることから、被災の状況によって場所の選定とともに受入れ態勢についても適宜判断していくことが必要となりますのでご理解願います。4点目の車での高台への避難場所の確保についてですが、特に津波に対する避難においては地震により道路の陥没や電柱等の倒壊などによって車での通行が避難や復旧の支障となることが予想されることから、歩行困難者や障がいのある方、妊婦、避難支援者等の限られた方々以外につきましては、できる限り徒歩での避難を呼びかけているところでございます。例年実施している防災訓練におきましても、これらの方々が車を利用して避難することを想定し、極力国道を通らずに目標地点である朝日小学校へ到達する避難ルートを設定しているところではありますが、将来的には現在日高道の工事に伴う残土の埋め立てを行っている西泊津町有地の活用も視野に入れていく必要もあると考えております。沿岸地域にお住まいの町民の皆様にとって、車で避難することを望まれることも理解できますが、避難の際に車の使用を控えていただくことは、犠牲者を出さないこと、復旧の妨げにならないことでもありますので、ご理解を賜りたいと存じます。いずれにいたしましても、被災後の対応につきましては、地域防災計画に基づき適切に実施していくことが基本となりますが、災害の種類、被災の状況によって取るべき行動が違ってまいりますので、臨機応変な対応がとれるようこれまで被災された自治体の活動状況を調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解あるご協力をお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございますか。（なしの声あり）以上で、氏家議員の一般

質問を終わります。次に、椎名徳次議員の防犯カメラの設置についての発言を許可いたします。椎名議員。

○2番（椎名徳次君） 議長さんの発言の許可を得ましたので、通告に従って質問をいたします。毎日のように防犯カメラの有効性がテレビ、新聞等で報じられております。いろんな事故、事件があっても本当にカメラによって解決するのがすごく今多くなっておりますので、そこで近年幼児が巻き込まれる防犯が増加している傾向にあり、また発生の可能性は都市部だけではなく郡部、いわゆる田舎町における凶悪犯罪の発生が報じられています。当町においても不審者の発生が報告されており、犯罪発生の可能性を以前に比べはるかに身近になっているように感じます。こういった状況化において、犯罪の解決手段としてはもちろん、犯罪発生の抑止力として防犯カメラの重要性が増しております。町内では、公共施設の防犯、あるいは施設管理のために監視カメラを設置していることは認識しておりますが、公道等に設置しているケースはないものと思います。防犯カメラの設置には地域住民のプライバシーの問題等解決事項は多いと思いますが、現在の社会情勢を考えたとき、設置について賛成を示す住民が多数占めるのではないのでしょうか。安心・安全な地域、生活のために、今後防犯カメラの設置について検討することについて、町長の見解を伺います。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 椎名徳次議員からご質問の、防犯カメラの設置についてお答えいたします。まずはじめに、町内の公共施設における防犯カメラの設置状況についてご説明いたしますが、レ・コード館内に12箇所、道の駅に4箇所、特別養護老人ホーム内に3箇所、青年の家外部に3箇所設置しており、防犯対策としての役割を担っているほか施設管理の目的も兼ねて設置しているところであり、公道には設置してはございません。これらの防犯カメラは、人的な見守り活動を補う役割としての効果が大きいといわれるほか、議員おっしゃられるように犯罪発生の抑止力に繋がるとされており、設置者である町もその効果については十分認識しているところではあります。防犯カメラの設置については、まずは施設利用者等への配慮と公共の場を利用する多数の方々のプライバシーを確保する調整等、整理すべきさまざまな事項の調査、検討を行い、防犯協会等、関係機関の意見調整、近隣町村との連携、そしてなによりも大切な地域住民の理解をもってその方向性を決めていきたいと考えておりますので、今しばらく時間をいただきたいと思っております。犯罪の防止には、地域住民が連携し、見守りをしていく活動が効果的であると考えており、防犯協会との連携はこれまでも行っている様々な場面での人的協力を中心に努め、町民の安全・安心な生活を確保し、より一層住みよいまちづくりを目指してまいりたいと考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、椎名議員。

○2番（椎名徳次君） 今町長が前向きに答弁がありましたけども、管内では浦河に1台設置されてるってのを聞いておりますけども、静内にもない、どこにもないって言う

んで、やっぱり事件、事故があったときには今本当にテレビなんかでも毎日のように報道されてます。事故があった、何あったっていう時でもやっぱり証拠となるのがこのカメラの映像でございますので、町長が今後前向きにやるって言ったけども極力、力を入れて頑張っていたきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（芳住革二君） 答弁いいですか。

○2番（椎名徳次君） 答弁はいいです。

○議長（芳住革二君） 以上で、椎名議員の一般質問を終わります。次に、秋山三津男議員の、安全で安心して暮らせるまちづくりの発言を許可いたします。秋山議員。

○9番（秋山三津男君） 9番秋山三津男です。議長のお許しが出ましたので、通告順に従って質問いたします。同僚議員と質問内容が重なる部分があるかもしれませんが、答弁のほどよろしくお願いいたします。それでは、安全で安心して暮らせるまちづくりについてお聞きします。9月6日の胆振東部震災では、地域住民の皆さん、行政関係者をはじめ、ほとんど全ての方が自分達の住んでいる町は大丈夫かという不安に掻き立てられたことと思います。災害から住民の命と暮らしを守るには、学校や住宅など耐震化をはじめとしたハード面の対策はもちろんのことですが、医療、介護、福祉、子育て支援なども必要になります。胆振東部地震発生から12月6日で3ヶ月が経ちましたが、地震直後に道内全域で停電が起きました。そこで、高齢者、障がい者など在宅の災害時要援護者の安否確認、支援体制はどのように図っているのでしょうか。また、障がいのある子ども、要援護者などが安心して避難できる場所の確保を町長はどのようにお考えなのでしょうか。さらに、災害時に避難しなければならない方々は一時的に学校、役場や生活館などに設置した避難所に受け入れ、保護することになっていますが、避難者の中でも高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者などであって避難所での生活に支障をきたすために避難者生活において、何らかの特別な配慮を必要とする人達にとっては健康面、精神面に大きな影響を与えることにもなります。また、障がいのある子どもなど避難所での特別な困難を抱えることにもなります。例えば、自閉症の子どもは環境の変化に対応できず大声を出す、いきなり走り出すなどパニック症状を起こしてしまい、家族は周囲の人達に気を使って避難所を出ざるを得なくなります。災害時に被害のある人達を安心して避難生活を送ることができる場所を計画的に整備することが必要になってくると思います。このようなことから、高齢者、障がい者、要援護者などが安心して避難できる場所として、福祉避難施設として指定される施設整備、または建設の検討を図れないものなのでしょうか。併せて、地面から水や泥が吹き出してくるし、家は傾く。胆振東部震災では、地震の揺れにより液状化被害が被災地で起きましたが、当町の住宅地も泥炭地、埋立地などの地域がありますが、住民が安心、安全に暮らしていくために液状化の検討も必要になってくるのではないかと思います。そのためにも、何らかの対策は行ったことはあるのでしょうか。以上、安全で安心して暮らせるまちづくりについて、町長の見解をお聞かせください。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 秋山三津男議員からご質問の、安全で安心して暮らせるまちづくりについてお答えいたします。9月6日午前3時7分に発生した胆振東部地震の際には、当町でも震度5を観測し、職員は災害対応マニュアルに基づき直ちに登庁し、3時20分には災害対策本部を立ち上げております。幸いにも最も危惧すべき津波の心配がないとの情報を確認いたしましたので、職員には暗闇の中ではありませんでしたが道路や橋梁、公共施設などの点検に向かわせ、被害状況の確認を行ったほか、地震直後の停電により連絡の取れない緊急通報装置利用者や要援護者の安否確認などを行ない、それぞれ無事を確認し、大きな被害も報告されなかったことから、災害対策本部としては避難所を開設することなく停電の対応や情報収集にあたったところであります。議員御指摘のように高齢者や障がい者などの要援護者の避難につきましては、十分な配慮が必要であることは当然のことであり、状況によっては他の避難者と離れた場所での避難や個別のケアが必要であると考えております。しかしながら、どのような避難方法が適しているかは、災害の種類や被害の状況により異なってまいりますし、避難される方の特性によっても異なってまいりますので、その状況を十分見極めながら適切な判断が必要であると考えておりますので、ご理解願います。また、液状化現象への対応ですが、町では平成18年に下水道整備のために一部の地区での液状化現象の実態調査を実施しておりますが、その結果液状化現象の影響を受ける地区は報告されてございませんし、これまでの度重なる地震において液状化現象による影響を大きく受けている地区はありませんが、地震の規模や活断層の状況によっても左右されるものであり、一概に示すことはできないものと思われまことをご理解いただきたいと思います。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、秋山議員。

○9番（秋山三津男君） 答弁をいただいたのですが、ちょっと改めてお聞きします。福祉避難所の設定というのは、町長どのようにお考えでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 再質問にお答えします。先の質問でもお答えいたしましたが、要援護者の避難につきましては、例えば町でいいますと特別養護老人ホームだとか、おうるの郷だとかそういうところが適しているので、そういうとこでというふうなお話をいたしましたが、その際につきましてもいろいろとそこが満室の場合には別なことも考えなければならないというご答弁をさせていただいたところがございますので、そういった中で十分ご質問の内容は理解いたしますが、ケースバイケースに応じて対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございますか。（なしの声あり）以上で、秋山議員の一般質問を終わります。次に、須崎栄子議員の置き勉についての発言を許可いたします。須崎議員。

○1番（須崎栄子君） 1番須崎です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして置き勉について質問いたします。近年、脱ゆとりによる学習内容の増加やわ

かりやすさを重視した教科書のページ増、大型化、カラー印刷の普及、副教材の多様化等を背景に、小中学生が登下校時に持ち運ぶ学用品の重さを巡り、児童生徒、保護者から通学カバンが重過ぎるとの声が挙がっており、自治体議会でも議論が起きているところです。小中学生にとって身体の重要な成長段階であることから、重いカバンを背負って通学がもたらす健康への影響も懸念されます。荷物が多く両手が塞がる時もあり、登下校時の安全性も危惧されます。文科省は、9月6日全国の教育委員会などに対し家庭学習で使わない教材を学校に置いて帰る、いわゆる置き勉を認めるなどの対策を検討するよう通知したと報道されました。一方では、家庭学習の充実を求める声もあり、置き勉の是非を巡り見解が分かれているとも聞いております。文科省の通知以前に負担軽減の取組みを進めている教育委員会もあるそうですが、当町における状況はいかがでしょうか。実態調査を行っているのでしょうか。そして、置き勉を認めているのでしょうかをお伺いいたします。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 須崎議員からご質問の、置き勉についてお答えを申し上げます。議員ご指摘のように、近年の小中学校におきましては教科書の大型化やページ数の増加、さらには教材の多様化などに起因いたしまして通学カバンが重く、児童生徒の健康への配慮から通学時の持ち物負担の軽減が課題とされておりまして、本年9月6日付けで文部科学省から児童生徒の携行品に係る配慮について通知があり、携行品の重さや量を勘案し、適切な配慮を講じるよう求められているところでございます。まず、当町における通学カバンの負担軽減の対策の現状についてお答えを申し上げます。ご承知のように、小中学校には各教室ごとに個人用の棚を設置しておりまして、小学校ではこの棚を利用して音楽や書道などの学習用具を置くことは認めておりますけれども、教科書やノートを学校に置くことは原則認めてございません。一方、新冠中学校におきましては音楽や書道などの学習用具に加え、教科を限定した中で教科書、ノートを学校に置くことを認めている状況でございます。いわゆる置き勉の判断は、このように各学校に委ねている状況でございます。次に、実態調査の実施についてでございますが、特に小学校におきましては、2校の通学形態の違いもあり、負担感にはそれぞれ差があることやこれまでの保護者懇談、あるいは学校が行うアンケートにおいて要望等が少なかったこともございまして、通学カバンの負担に限定しての調査は行っておりません。しかし、9月の文科省通知に基づきまして、現在校長会においてアンケート調査の実施を含めた対応方策に関し、協議を行っているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。次に、置き勉に関する教育委員会の考え方についてでございますが、ご説明申し上げましたように教科書や学習用具等の持ち帰りの判断は学校の裁量に任せておりましたけれども、教育委員会といたしましては児童生徒の健康への配慮、あるいは通学時の負担感の軽減に向け置き勉の検討と対応は必要であるというふうに考えております。しかし、一方で家庭学習への影響、あるいは保管場所の管理方法などの問題もありますことから、小中学校ともに共通の方針で取り組むことが必要であるというふうに考えておりまして、引き続き校長会との検討を深め、方針化してま

いりたいと存じますので、現段階におけるご理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。（なしの声あり）以上で、須崎議員の一般質問を終わります。次に、武田修一のバス転換を想定した利用者の利便性に係る協議の加速化についての発言を許可いたします。武田議員。

○7番（武田修一君） 議長より発言の許可を得ましたので、私はJR日高線のバス転換を想定した利用者の利便性にかかる協議の加速化について質問いたします。1つ目、町長の行政報告にありましたJR北海道から提案のあったバス転換に係る支援策の具体的内容について伺いたいと思います。2つ目、最終的な交通モードの結論についてはJR日高線沿線自治体協議会において決定する運びとありますが、その結論時期に目途はいつか伺いたいと思います。それから、これは4年前までJR日高線で苫小牧に通院をしていたある町民の声なのですが、JRが不通になって最初は苫小牧の病院にバスで通っていたが、遠回りなどをしながらJRの2倍の3時間もかかってしまうこともあり、病人にとっては本当に辛い。なので、今は仕方なく自動車に通っているが、体調の悪い自分がこの先いつまで運転できるか本当に心配だ。とにかく早くなんとかしてほしいという切実な訴えでもありました。そこで、質問の3つ目、バス利用者ができるだけ快適に時間のロスがなく目的地に到達できるような運行経路の設定。例えば、停留所を各町国道沿いに1箇所程度にするとかもそうでしょうか。そういった利便性向上についての議論を速やかに加速すべきと考えますがいかがか。この3点につきまして、ご所見を伺いたいとおもいます。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 武田修一議員からご質問の、バス転換を想定した利用者の利便性にかかる協議の加速化についてお答えいたします。まず最初に、JR北海道から提案のございましたバス転換に係る支援策につきましては、8項目にわたり示されてございまして、1点目、国・道・町が補助するバス路線への町負担分の一定程度の支援、2点目、列車運行時と同等以上のバス運行便数を確保するための支援、3点目、定期差額運賃の一定期間の補てん、4点目、用地及び施設の無償譲渡による、例えばサイクリングロード等での活用、5点目、観光送客への支援、6点目、所有する社宅の自治体への寄贈または貸与、7点目、鉄道公園等の駅舎周辺整備への協力、8点目、鉄道用地を活用して行う地域振興のための整備費用の一部補填となっております。町長会議におきまして、具体的な内容の説明を受けた中では、バス路線に対する補助については収支想定によりバス運行開始後18年間の自治体負担額への支援を行なうこと、列車とバスの定期料金との差額支援については廃線した時点の在校生が卒業するまで続けること、ニーズにあわせ大型・中型・小型バス等の導入を図ること、鉄道用地などをまちづくりに活用する場合に自治体へ無償譲渡するなどの考えが示されてございます。次に、最終的な交通モードの結論時期に関しましては、交通モードの絞り込みを町長会議で協議、検討を進めてまいりまして、JR日高線沿線自治体協議会において決定する運びとしてございまして、本年11月までに結論を出

す方針のもとで各町長とも共通認識を持ってこれまで鋭意協議を進めてまいったところですが、日高線の存続につきましては非常に大きな問題でございまして、JR北海道幹部や道庁担当部局、北海道運輸局における考え方や情報交換などを踏まえた中で慎重に協議、検討してございましたし、また国における支援策の全体像が明らかになっていないことから、鶴川・日高門別間の財政負担の在り方に加え、同区間における乗車密度の捉え方から路線維持線区への転換の可能性などの協議に時間を要していたこともございまして、日高線全線復旧は諦めざるを得ないと町長会議で判断はしてございますが、交通モードの最終結論には至っていない状況でございます。交通モードの絞り込みにあたって、日高地域に一部でも鉄道ということで、被災の少ない鶴川・日高門別間の鉄道復旧を強く望む意見もございましてことから協議を重ねてまいります。多額の財政負担が求められているところでもございまして、年内の町長会議は国の来年度予算案が固まるとともにJR北海道に対する支援策が見えてくる時期を考慮いたしまして、今月下旬にも開催する予定とさせていただきます。JR日高線が不通となって4年近く経つ現状におきまして、私はスピード感を持って対応しなければならないと考えておりますが、各町のおかれている状況も異なっておりますし、結論時期についての共通認識も得られていないことから、現段階で最終結論の時期につきましては、公にできることは持ち合わせてございませんので、ご理解をお願い申し上げます。3点目のバス運行体制について議論の加速化についてでございますが、先程も申し上げました通り、交通モードの最終結論に至っていないことから具体的なバス運行体制に踏み込めない状況でございます。JR北海道からは、バス転換した場合の公共交通の利便性、効率性に向け国道を直行するルートや快速便の設定による所用時間の短縮、バス停留所での運行情報提供、札幌や新千歳空港など主要ターミナルへの直行便設定、乗車人数に合わせた車両やバリアフリー車両の導入、通学生や住民の利便性向上のため高校への乗り入れ、病院、商業施設付近への停留所設置、JR日高線は様似町までとなっておりますが、えりも町までの乗り入れを検討していることなどの考え方が示されているところでございます。新たな交通体系の議論を加速しなければならないというご指摘は受け止めなければならないと思っておりますが、交通モードの選択肢でございます鶴川・日高門別間の鉄道復旧が可能であるかの協議を行い、管内として交通モードの絞り込みを進めてまいりまして、最終的な結論を出した後に利便性の向上を図るための公共交通体制の協議を加速してまいりたいと存じます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、武田議員。

○7番（武田修一君） 様々な難題が存在することも理解はしておりますが、特に②については明確な答えが得られないという点が残念なところでありまして。ここまでは、どちらかと言えば現状に対する質問でありましたが、再質問として将来に向かっての質問をしたいと思っております。道南バスや代行バス運行のJR北海道と協力をして、バス利用者数などの状況調査をし、現状の把握をすることはもちろんのことですが、これからの新冠町の5年後、10年後、20年後、さらにその先にどのような未来を予測し、私達はどのような選

択をし、何をどうしていけばよいのか町民と共有をしながら財政面、あるいは少子高齢化や人口減少を考慮した計画的な取組みと、将来に向けての公共交通の在り方を早急に考えることがまさに今求められているのだと私は考えます。そして、それと同時に日高管内の町長会議等の場においても、あるいはそういった会議の場を日高の未来を考える会という名前に座を改めてでも鳴海町長が先頭に立って、この議論をスピード感をもって前へ進めてほしいと願っているところであります。町長のご所見をお伺いします。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 武田議員の再質問にお答えいたします。経緯、経過につきましては、行政報告、並びに武藤議員のご質問にお答えしたところでございますが、先の全員協議会でも申し上げましたとおり、今後におけるJR日高線に取組む私の姿勢といたしましては、JR北海道が国に対し鶴川・様似間に支援を求めないとしており、地財措置の行き先も全く見えないこと、仮に鶴川・門別間の鉄路復旧に地財措置がなされたとしても、鉄路が存在しない当町の毎年度の維持経費を負担し続けることは、金額の大小を問わず私自身すべきではないと思っておりますし、町民からも理解を得られないものと判断しておりますので、その信念のもとスピード感をもって残された取捨選択に臨んでまいり所存でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございますか。（なしの声あり）以上で、武田議員の一般質問を終わります。これで、一般質問を終わります。暫時休憩いたします。再開は午後2時10分といたします。

（13時55分）

（14時08分）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第 3 議案第40号 平成30年度新冠町一般会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第3 議案第40号 平成30年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。なお、質疑は歳出から項ごと一括して行いますので、発言は内容を取りまとめ明瞭簡潔に補正項目の範ちゅうで質疑を行うようお願いいたします。歳出の13ページをお開きください。1款 議会費 から質疑に入ります。1項 議会費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、13ページから14ページ。2款 総務費 1項 総務管理費 ありませんか。はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 5番荒木です。1項 総務管理費 5目 企画費 のLED照明購入補助金についてお伺いいたします。これは当初予算150万円で、この150万円の計画値は電球の取替え25世帯、それから照明器具取替え25世帯であったと思います。今回当初計画予算を上回ったから88万3000円を補正したいということだと思っております、

この金額は補助申請に基づき補助金の交付を保留している金額と解してよろしいのかどうか。

○議長（芳住革二君） はい、原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 補正している金額 88万3000円でございますが、当初予算の150万を上回ったことから補正予算対応に向けてということで、11月下旬にですね、業者の方にどれくらいお客さんの方から改修に向けて預かっているものと言うか予定等をですね、確認いたしまして補正をした部分でございます。当初150万予算を計上しております、その内訳でございますが、実績といたしましては電球取替え、これは1万円の補助限度なんですけどこちらは9世帯でございます。それから、照明器具の取換えでございますが、こちらは5万円の限度額補助金でございますが38世帯ございました。それで150万ということで経費がかかっている訳ですが、申し込みを補正にあたって確認したところ電球の取替えが4世帯、それから照明器具の取換えが22世帯という内訳でございます。

○議長（芳住革二君） はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 9世帯と4世帯が電球の取替え、それから照明器具が38世帯と22世帯ということでよろしいですね。今後、もし申請があった場合は今年度で、今年度はもう終わりなのか今後もまだ申請を受け付けるのかお聞きいたします。

○議長（芳住革二君） はい、原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 一応業者にですね、確認はしているところでございますが、今後これ以上あった場合につきましては業者の方にですね、これは3年長期計画ということでやっておりますので、来年度の予算対応ということで考えていきたいと思っております。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、堤議員。

○8番（堤俊昭君） はい、この路線バスの補助金について伺います。250万となっておりますけれども、ここ数年の増減について1点目伺いたいと思います。もう1点、この260万円となっておりますけれども、この路線の営業の収入と支出、赤字だというふうに思いますので営業収入、支出、赤字額についてお伺いしたいと思います。260万円の負担の計算式、これ改めてもう1度聞かせていただきたいなというふうに思っています。それと、新冠町以外にもそれぞれの自治体で負担をしている訳ですけども、新ひだか町等の負担額についてもお伺いしたい。当町の利用者人数把握しているんであればお伺いしたいと思います。

○議長（芳住革二君） はい、原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） まず、補助金の額でございますが、ここ3年程28年を見てもみますと28年は214万5000円、29年は246万8000円、平成30年、今年度は255万9000円となっております。こちらの方は増えてきているということでございますが、いろんな人件費等、利用者人数等からですね増えてきているものと思われま

それから、収入と支出の関係でございますが、30年度分でございますが、路線的には平取静内間の2往復分でございますが、収益が788万8000円。経常費用、費用はですね、2280万6000円。赤字額につきましては、1491万8000円となっております。それで、新冠町の赤字分の負担ということでございますが、これは路線の距離において町に請求されるものでございまして、基本的には365万8000円の赤字ということで道南バスの方からはきておりますが、こちらの補助率につきましては管内の町村会で統一してございまして、毎年70%を補助するということでございます。新ひだか町の負担額ということでございますが、こちらの方では押さえておりませんのでご了承お願いいたします。新冠町の利用者数でございますが、合わせてですね、3万2486人と2往復できてございます。申し訳ございませんが、ちょっと新冠の数字というのはですね、連絡できておりませんので把握できるのかどうかもちょっとわからない状況でございます。前年度の比較では351人増えているということでございます。以上です。

○議長（芳住革二君） はい、堤議員。

○8番（堤俊昭君） 年度によって多少違うんだとは思いますが、1500万円前後の赤字ということになりますと、これは各自治体の補助なしにはね、当然運営できないと。すぐ撤退ということになってしまうというふうに思うんですけども、新冠町に限らずこの負担分についてはですね、補助金分については道南バスからの請求書1本によってね、支出をしているものなのか。また、そういった乗客の減だとかね、運行等について意見交換会の協議会といったような場所を設けながらの補助金の設定ということになっているのかについて伺います。

○議長（芳住革二君） はい、原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） この補助金に直接関わるものではないんですが、日高管内として国の補助を受けるにあたって、振興局が中心となって生産性向上対策協議会というものをご設けまして、利用促進策をですね、いろいろ協議してる部分はございます。この補助金の算定につきましては、国の補助金が該当になりまして、そういった部分の収支、乗車人数等ですね、精査されてこの金額ということになっておりますのでご了承をお願いいたします。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、15ページ。2項 徴税費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、同ページ。3項 戸籍住民基本台帳費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、16ページ。4項 選挙費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、17ページ。5項 統計調査費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、18ページから19ページ。3款 民生費 1項 社会福祉費 ありませんか。はい、堤議員。

○8番（堤俊昭君） 役務費ですけども、この新聞の折り込みによって周知ができる件数というのは何件なのか。

○議長（芳住革二君） はい、鷹嘴保健福祉課長。

- 保健福祉課長（鷹嘴寧君） 折り込み枚数でいきますと2300部になります。
- 議長（芳住革二君） はい、堤議員。
- 8番（堤俊昭君） 新聞の購読世帯戸数ということになる訳ですけどもね、2300というのは相当多すぎるかなというふうに思うんですけども、新冠全体で2500世帯ぐらいですか。2300世帯新聞とってるようにはとても思えないんですけども。
- 議長（芳住革二君） はい、鷹嘴保健福祉課長。
- 保健福祉課長（鷹嘴寧君） 先程お答えいたしました町政事務委託文書が2300です。新聞折り込みになりますと、1600部程度になります。
- 議長（芳住革二君） ほかにありませんか。ないようですので、20ページ。2項 児童福祉費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、同ページ。4款 衛生費 1項 保健衛生費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、21ページ。3項 水道費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、21ページから22ページ。5款 農林水産業費 1項 農業費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、23ページ。2項 林業費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、同ページ。3項 水産業費 ありませんか。はい、荒木議員。
- 5番（荒木正光君） 5番荒木です。19節 漁業者の漁具整備事業補助金、減額30万6000円ですけども、説明では高齢化による規模縮小ということでございました。当初予算説明ではですね、本事業の補助目的は漁業の近代化、生産性の増進、それから漁家経営の安定と所得水準の向上を図るという目的でございます。この目的から補助制度によって漁業者の労働意欲の向上、経営の安定が図れるという評価をしているところでございすけども、説明にあった高齢化による規模の縮小とこの減額に至った補助目的、何ら関係があるのかどうかお聞きをいたします。
- 議長（芳住革二君） はい、島田産業課長。
- 産業課長（島田和義君） 事業の目的につきましては、ただ今議員おっしゃられる通りでございます。こういった事業の目的ということで、漁業の振興全体を図っていこうということで、この事業の中身としては漁具の更新について補助を出しているという内容でございます。今回補正いたしましたのは、10戸漁業形態いらっしゃるんですけども、この内2戸については高齢の方でございまして、漁業者毎年度漁具の一部更新をして現状の規模を維持しながら漁業を行うということなんですが、高齢化のために今回は更新をしなかったというのが2戸で、マイナス15万円限度なものですから、ここで30万円の減。それから、1名は漁具の更新をしたんですが限度額まで達しなかったのでマイナス6000円、補正額が30万6000円の減ということでございます。
- 議長（芳住革二君） はい、荒木議員。
- 5番（荒木正光君） そういうことで、漁師のですね、後継問題が顕在化してるのであればそれなりの手立てが必要というふうに思うんですけども、その辺のお考えはあるんでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、島田産業課長

○産業課長（島田和義君） 水産の場合ですね、また農業と違いまして漁業権の問題等ございまして、なかなか行政としては介入が難しい問題ではございますが、数年前から漁協に対してはですね、こういった問題提起を行ってございまして、漁業につきましては当町の基幹産業でございますので、年明けにでもですね、また漁協の方と打ち合わせをしたいということで申し合わせしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、24ページ。6款 商工費 1項 商工費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、25ページ。7款 土木費 1項 道路橋梁費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、同ページ。2項 河川費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、26ページ。3項 住宅費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、27ページ。4項 下水道費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、同ページ。8款 消防費 1項 消防費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、28ページ。9款 教育費 1項 教育総務費 ありませんか。はい、但野議員。

○11番（但野裕之君） 11番但野です。外国語指導助手報酬についてお伺いします。今年度採用の新規のALT1名が8月採用になって、1カ月遅れでこのようなマイナスになっておりますけども、1カ月間遅れたということで2学期以降の授業に支障はきたさなかったのかどうかお尋ねいたします。

○議長（芳住革二君） はい、工藤管理課長。

○管理課長（工藤匡君） 1カ月遅れた訳なんですけれども、ALTの指導助手という立場ですので、その辺は学校内で調整しながら対応してきたということでございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、29ページ。2項 小学校費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、同ページ。3項 中学校費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、30ページ。4項 認定こども園費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、31ページ。5項 社会教育費 ありませんか。はい、椎名議員。

○2番（椎名徳次君） レ・コード館の推進事業費の中で委託料、13節委託料なんですけども、清掃費業務委託料の清掃費、この47万6000円というのは、少なくなるっていうのは悪いことではないんですけども、これは見積もりのあれか、何でこんだけ減ったのかをちょっとお聞かせください。

○議長（芳住革二君） はい、湊社会教育課長。

○社会教育課長（湊昌行君） 清掃委託料ということでございます。この業務は、レ・コード館館内の清掃業務ということで、常時清掃パートとして4名の方に入っており、管内の清掃をしていただいております。その他に、床・カーペットですとかワックス、それから窓ガラス清掃、そういったことも含まれている訳でございます。このことに関しましては、入札により執行してございまして入札による執行減でございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、32ページ。6項 保健体育費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、同ページ。7項 学校給食費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、同ページ。11款 公債費 1項 公債費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、歳入に入りたいと思います。戻って、8ページをお開きください。質疑はページごと一括して行います。8ページ、12款 使用料及び手数料 13款 国庫支出金 1項 国庫負担金 2項 国庫補助金 ありませんか。はい、但野議員。

○11番（但野裕之君） 11番但野です。使用料で、牧野使用料についてお尋ねいたします。早期退牧数が多かったため収入減となったという説明がありましたけども、早期退牧になったその理由は何なのか説明願います。

○議長（芳住革二君） はい、堤町有牧野所長。

○町有牧野所長（堤秀文君） 牧野使用料につきまして、当初より、当初というかですね、9月で補正をしまして頭数を確保して、今年については入牧頭数を制限せずに入れてございました。当初300頭を超える頭数を預託したんですが、生産者の方ともいろいろお話をしまして1番牧草、2番牧草の収量が非常に取れないということで、できるだけ長く置いてほしいという理由でございました。それで、こちらの方としてもですね、牧野の放牧能力を限界まで預かろうということで11月くらいまで見込んでいまして、11月の中旬くらいまでは250頭を目途に預かろうという予定だったんですが、実は9月ぐらいから生産者自体が自分のところに牛が戻ってきてても飼養できるだけの牧草量が確保できないということが一つありまして、ホルスタイン市場の方に売却をするというケースがかなり増えてまいりました。それで、この市場も価格が高騰しまして、新規の牛の入れ替え、あと古くなった牛をどんどん廃用で出すというようなことが続きまして、当初見込んでいた時よりも9月以降からどんどん牛が退牧してくというような状況になりまして、9月で補正はしたんですが、その後市場価格の高騰もありまして牛を、能力の落ちている牛については売却しようという動きがあったということと、もう一つは種付けですね。発情が非常に多くて人工授精にまわる牛が多かったもんですから、それで出産のために早く返してくれというようなことで返したというようなことで大きくちょっと減額をさせていただくことになりました。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、9ページ。3項 国庫委託金 14款 道支出金 1項 道負担金 2項 道補助金 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、10ページ。3項 道委託金 16款 寄付金 17款 繰入金 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、11ページ。19款 諸収入 3項 貸付金元利収入 4項 雑入 5項 受託事業収入 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、12ページ。20款 町債 1項 町債 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、歳入歳出全般にわたって質疑ありませんか。はい、武田議員。

○7番（武田修一君） 今回の補正の人事院勧告による増加分、それと燃油価格の高騰分

の増加分のそれぞれの合計をお教えいただきたいと思います。

○議長（芳住革二君） はい、坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） まず人事院勧告による影響でございますけれども、一般会計におきましては、給料では92万9000円、それから時間外手当7万1000円、期末勤勉手当170万4000円、共済費104万3000円、負担金22万6000円となっております、397万3000円。一般会計におきましては、人事院勧告による影響としてこの額を計上してございます。それから、燃料価格の高騰の関係でございますけれども、一般会計におきまして燃料費の関係で補正を今回あげさせていただいているのは、926万6000円の追加をしてございます。それにつきましては、暖房用の燃料、それから公用車の燃料、それぞれがございまして、暖房用の燃料といたしましては733万7000円、公用車につきましては192万9000円という内容となっております。この暖房用に関しましては、あくまでも燃油単価の高騰ということもございまして、使用量の増、あるいは使用量の減も含まれてございまして、総体では暖房用では全体1872リットルほど使用量の見込みは減少してございまして、明らかに単価の高騰ということがいえるかなど。また、公用車につきましては、全体で2850リットルほど追加となっているということがございまして、単価の高騰よりも使用量の増、こちらの影響もあるかなという内容でございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 補正項目の範ちゅうでないんですけども、先日の新聞で特別交付税の記事が載ってございました。議長、発言を許可していただけますでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい。

○5番（荒木正光君） よろしいですか。はい。それでは改めて先日の新聞においてですね、特別交付税、これが12月の交付額が示されておまして当町は前年比73.5%という大幅の減で、支給額が1249万円というふうに大幅に減額をされております。この後3月にもですね、交付される訳ですけども、当初予算で計上した特別交付税が2回合わせて2億5000万円予算計上してございました。到底届かないのではないのかなという懸念はされますけども、この減額になった要因と、それから今年度の財政運営にもですね、支障をきたすのではないかなというふうに思われますけども、その辺の考えはどのようになっているのでしょうかお聞きいたします。

○議長（芳住革二君） はい、中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 今ご指摘のありました12月分の特別交付税の交付額の関係ですが、実は休床化にあたってですね、休床化であってもベッド数分は特別交付税の対象になるんだという実は算定で行われていたんですが、ところが本年度に入りましてからその分については対象になりませんということで、精算をさせられてしまったということでございます。その結果、昨年度から見ると73.5%の減ということになってしまったというものでございます。ただ、3月の補正に向かってですね、これから財政状況もう一度調

べ直していかなきゃなんないと思っているんですが、来週庁内会議というのが管理職で会議を持つんですが、その中で本件説明させていただいて、なるべく執行残を残してほしいということをお願いしようと思っております。詳細につきましては3月補正の時にまた改めてご説明できるかと思っております。

○議長（芳住革二君） ほかありませんか。（なしの声あり） ないようですので、これで質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、討論を終結いたします。これより議案第40号について、採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第41号 平成30年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第4 議案第41号 平成30年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算 を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。これより、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第41号について、採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第42号 平成30年度新冠町下水道事業特別会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第5 議案第42号 平成30年度新冠町下水道事業特別会計補正予算 を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。はい、椎名議員。
○2番（椎名徳次君） 下水道費の中の下水道建設費の中で、15節の工事請負費のところで3800万の減額となっておりますので、ちょっとここをもう一度説明をお願いしたいと思います。

○議長（芳住革二君） はい、関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） はい、お答えいたします。実際に計画通りやっておりますが、今の通りこのような削減になっております。これにつきましては、平成28年度頃から国の要望の削減が著しくありまして、実際50%ぐらいの交付しか付いてないという現状があります。こういう中で、決算等でもご質問過去にあったんですが、これをですね補って町費を積んで計画通りやるっていうことは、実際数千万以上のお金を持ち出すってことは現実不可能であることから、実際現実の交付金の内示を受けた段階で、その中で相当額で事業を進行しているということがちょっと現実でございます。ここ何年か数

千万の減額をさせていただいているという現状がございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。これより、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第42号について、採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第43号 平成30年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第6 議案第43号 平成30年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算 を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。これより、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第43号について、採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第44号 平成30年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第7 議案第44号 平成30年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算 を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。引き続き、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第44号について、採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第45号 平成30年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第8 議案第45号 平成30年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算 を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。これより、討論を行います。反対討

論の発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第45号について、採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第46号 平成30年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第9 議案第46号 平成30年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。はい、竹中議員。

○10番（竹中進一君） 10番竹中です。先程同僚議員より質疑がありました特別交付税の算定に、この病院会計は直接影響はするのかわからないのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（芳住革二君） はい、中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 先程申し上げました12月交付分の特別交付税の中に、項目としてですね、有床診療所算定費というのが実はございまして、これが休床化に向かった段階で特別交付税の対象ベッド数になりますよということが実はならなかったということで戻していただきたいというのは先程説明した通りです。ただ、今回の診療所の補正に関しては、特別交付税の分は全く影響してございませんのでご理解ください。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。(なしの声あり) ないようですので、質疑を終結いたします。これより、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第46号について、採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 発議第7号 被災者生活再建支援制度の拡充に関する意見書の提出について

○議長（芳住革二君） 日程第10 発議第7号 被災者生活再建支援制度の拡充に関する意見書の提出について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者武藤勝岡議員。

○3番（武藤勝岡君） この意見書は、竹中進一議員を賛成者として提案するものです。被災者生活再建支援制度の拡充に関する意見書の提案理由を説明します。現在、大規模地震が相次いでいます。現在も支援制度ありますが極めて不十分であり、その拡充を求めるものです。1点目、支援制度の対象を半壊等にも拡大すること。現在は、この損壊等の程

度が大規模の半壊というというのに限定されています。ただ、今回の対応を見てますと、実際に国の不十分な、要するに自治体の補助でやってるところもありますけれども、一応これは国に対する要望ですので、それが1点目です。それから2点目、全壊等の場合は限度額を引き上げること。現在、最大300万円ですけども、全壊した場合はやっぱり300万では足りませんので、これの拡充を求めるものです。以上、被災者生活再建支援制度の拡充に関する意見書について、提案理由を申し上げました。ご審議賜り、提案とおりに決定くださるようお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、発議第7号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、討論を終結いたします。これより、発議第7号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第11 発議第8号 後期高齢者の窓口2割負担への引き上げを行わないことを求める意見書の提出について

○議長（芳住革二君） 日程第11 発議第8号 後期高齢者の窓口2割負担への引き上げを行わないことを求める意見書の提出について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者武藤勝罔議員。

○3番（武藤勝罔君） この意見書は、竹中進一議員を賛成者として提出するもので、後期高齢者の窓口2割負担への引き上げを行わないことを求める意見書の提案理由を説明申し上げます。財政制度等審議会は、世代間の公平の観点からということで後期高齢者の医療負担について、2割負担にすべきとしています。しかし、後期高齢者を取り巻く環境は厳しく、年金引き下げ、保険料の特例軽減措置の縮小・廃止などにより北海道では所得なし層が56.8%を占めています。このような状況から後期高齢者の窓口2割負担を行わないことを求めるものです。以上、後期高齢者の窓口2割負担への引き上げを行わないことを求める意見書について、提案理由を申し上げました。ご審議賜り、提案通り決定くださるようお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、発議第8号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、討論を終結いたします。これより、発議第8号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、発議第

8号は原案のとおり可決されました。本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第12 発議第9号 国保の抜本的改革を求める意見書の提出について

○議長（芳住革二君） 日程第12 発議第9号 国保の抜本的改革を求める意見書の提出について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者武藤勝圀議員。

○3番（武藤勝圀君） この意見書は、竹中進一議員を賛成者として提案するものです。それでは、国保の抜本的改革を求める意見書の提案理由を申し上げます。高すぎる国保税に住民が悲鳴を上げています。北海道でも滞納世帯は9万6000世帯であります。全国知事会など地方6団体も国保を持続可能とするため、抜本的な財政基盤の強化を国に求めています。国保の平均保険料は、政府試算でも協会けんぽの1.3倍、組合けんぽの1.7倍という水準です。高すぎる国保税問題を解決するために、次の4点を求めます。1つ目、国保の定率国庫負担の増額を要望し続けている全国知事会、全国市長会、全国町村会なども要求している公費1兆円を投入して、協会けんぽ並みの負担率にすること。2つ目、人頭税と同じ均等割、平等割、世帯割を廃止し、国保税を協会けんぽ並みに引き下げること。3点目、困った時に困った人を助ける国保制度にするため、生活困窮者の国保税を免除し、その費用は国庫で補う国の制度を作ること。4、保険証取り上げの制裁措置を規定した国保法第9条を改正し、保険証の取り上げをなくすこと。強権的な取り立てを奨励する国の行政指導を止めること。以上、国保の抜本的改革を求める意見書について、提案理由を申し上げます。ご審議賜り、提案通り決定くださるようお願いします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、発議第9号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。はい、秋山議員。

○9番（秋山三津男君） 人頭税って何ですか。

○議長（芳住革二君） はい、武藤議員。

○3番（武藤勝圀君） 人頭税というのは、人間の頭数にかけて課税するという、今はないんですけども、古い古代に作られた税制で、人類史上でも最も原始的で過酷な税とされているものであります。ここで使ってる意味は、国保料が協会けんぽ、中小企業の協会けんぽ、あるいは大企業の組合けんぽの被用者保険と比べて著しく高くなる大きな要因になっていると。それで、この国保税しかないんですね均等割、平等割、世帯割。ということで、それをなくそうという提案です。新冠の場合も4区分に分かれてまして、所得割、資産割、均等割、平等割あります。しかし、この協会けんぽだとか組合けんぽにはこういうのはないんですね。要するに、組合員の給料に保険料率をかけて出していると。その知事会なんか要望してるのは、結局この国保にだけ要するに子どもも含めた頭数で結局保険料をかけてると。それがその協会けんぽと組合けんぽと比べて高くなってる原因なので、それをなくしてほしいと。そういう趣旨です。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を

終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、討論を終結いたします。これより、発議第9号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、発議第9号は原案のとおり可決されました。本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第13 会議案第10号 閉会中の継続調査について

日程第14 会議案第11号 閉会中の継続調査について

○議長(芳住革二君) 日程第13 会議案第10号 日程第14 会議案第11号 以上2件を一括議題といたします。総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から所管事務調査等について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。よって、会議案第10号、会議案第11号は、各委員長の申し出のとおり継続調査することに決定いたしました。これをもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。閉会にあたり、鳴海町長から挨拶したい旨の申し出がありますのでこれを許します。鳴海町長。

○町長(鳴海修司君) 議長から発言の許可を得ましたので、本年最後となる第4回定例会の閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。今定例会に提出しました全ての案件につきまして、慎重審議の上ご決定を賜りましたこと、また平成29年度一般会計をはじめ各特別会計の決算について、認定を賜りましたことに対し厚くお礼申し上げます。さて、今年1年を振り返りますと、全国的に自然災害に大きな打撃を受けた年となりました。本町におきましても2月の記録的な大雪により、ビニールハウスが倒壊するなど甚大な被害を受けましたし、9月には台風21号による停電の復旧後間もなく北海道胆振東部地震の発生によるブラックアウトにより、長時間の停電による影響を受けたところであります。幸いにも当町には大きな被害はありませんでしたが、今なお避難生活を余儀なくされている方々も多くあり、1日も早い復旧、復興を願っているところであります。また、これまで経験したことのない災害への備えについても、新たな対策が必要であることを改めて思い知らされたところでもあります。さて、本町の基幹産業であります第一次産業におきまして、軽種馬生産では北海道市場での販売実績で売却率及び販売額ともに好調であった前年度を下回る結果となりましたが、売却率では引き続き好調な成績を保っております。農作物にあつては、基幹作物であるピーマンにおいて大雪被害や天候不順の影響を心配しておりましたが、販売価格の高騰により販売額においてこれまでの記録を大きく更新する8億6000万円を超えるなど、明るい話題がある一方、漁業では主要魚種であります秋サケやタコは前年並みの漁獲量を確保することができましたが、いずれも平均を下回る状況が

続いておりますし、販売額においては秋サケの単価の下落の影響を受け、全体で前年対比8700万円程下回る結果となっております。医療分野におきましては、入院病床の休床以来、町民の皆さまにご不便とご迷惑をお掛けしておりましたが、本年8月にこれまで休床としていた国保診療所の入院病床の再開と同時に24時間の救急受け入れ体制を整えることができ、町民の皆さまの安全安心な暮らしの確保に繋げることができました。また、農協ストアの閉店以来、町内で生鮮食品を日常的に扱う店舗がなくなり、不便を感じておられた多くの町民にとって、町内の青年有志による、にいかっぷキッチンの開設は何よりも心強いものと感じており、今後の事業展開に大きく期待しているところでもあります。国内経済におきましては、先般茂木経済再生担当大臣が発表した11月の月例経済報告によりますと、景気全体の判断は個人の消費の持ち直しの継続などを踏まえ、11カ月連続で緩やかに回復をしているとしておりますが、米中の貿易摩擦の影響から世界同時株安への不安が続いており、予断を許さない状況にありますし、何よりこれから厳冬期を迎える私どもにとりましては、燃料単価の高騰により家計への与える影響の大きな不安もあり、景気回復の実感が乏しいのが現実であります。このような中ではありますが、私が目指す思いやりと笑顔に溢れた新冠の実現のため、町民の声が生かされる町政、わかりやすく公平公正な町政、町民と行政との協同のまちづくりを常に念頭に置きながら職員一丸となって全力で町政を推進してまいりますので、議員各位におかれましては引き続きご理解とご支援を賜りたいと存じます。本年も残すところ半月余りとなりました。議員各位におかれましては、ご家族お揃いで希望に満ちた新年を迎えられますよう心からご祈念を申し上げ年末のご挨拶とさせていただきます。1年間本当にありがとうございました。

○議長（芳住革二君） 第4回定例会の閉会にあたり、私からも一言ご挨拶を申し述べさせていただきます。本年も残すところ2週間余りとなりました。特に緊急の案件がない限り、本日をもって納めの町議会といたします。本年は、鳴海町政がスタートしてから2年目の年であり、町民のまちづくりへの関心は、期待から評価へと変わった年であったかと思えます。そのような中、国保診療所の有床化、学校給食の無償化といった大きな公約を実現させ、また町民による生鮮食料品販売店舗がオープンするなど鳴海町政に多くの町民が変化と前進を実感した1年であったものと考えます。今年1年を振り返りますと、当町では2月5日から6日にかけて降り続いた降雪により129棟のハウスが倒壊し、被害額が3億2000万円を超えるなど年初から気象災害に見舞われました。また、9月に発生した胆振東部地震では、道内で多くの方々が被災したほか、全道を襲った大規模停電は北海道全域に及ぶものであり、未だかつて経験のない災害となりました。私たちはあらためて災害への恐怖を覚え、多くの町民が防災の重要性を強く認識したことと思えます。町村が抱える課題は、少子高齢化、人口減少といった社会問題のほか、これらいつ訪れるか知れない不慮の問題への対応について行政の手腕が求められていると考えます。町政においては、地域の問題は的確に把握し、限りある財政の最善の運用を図りつつ、解決と備えに向けた歩みを一つ一つ着実に進められることを期待いたします。その課程では、私たち議

会も状況を聞き、意見を述べる場合があります。行政と議会、そして町民が力を合わせることで一人でも多くの町民が新冠町を愛し、住んでいてよかったと感じるまちづくりができるのだと考えます。行政をつかさどる理事者をはじめ、職員の皆さんにおかれましては、今後とも、町民の幸せと住みよいまちづくりに、身を挺してご尽力下さることを期待しております。私たち議員も、課せられた責任と町民の付託に応えるべく、議員としての資質をさらに高め、議会人として清新で活発な議会活動・議員活動に、より一層の努力をしてみたいと思う次第でございます。最後になりましたが、町民各位のご健勝とご多幸をご祈念申し上げ、閉会に際してのご挨拶といたします。ありがとうございました。お諮りいたします。本定例会に付された事件は全て終了いたしました。会議規則第7条の規定により、平成30年第4回新冠町議会定例会を本日で閉会いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。(なしの声あり) ご異議ないものと認めます。

◎閉議宣告

○議長（芳住革二君） 本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会宣言

○議長（芳住革二君） これをもって、平成30年第4回新冠町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

(開会 15時09分)

以上、会議の顛末は書記が記録したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

新冠町議会議長

署名議員

署名議員